

土 木 工 事 施 工 管 理 基 準

(農業農村整備事業関係)

令和6年10月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

土木工事施工管理基準

目 次

土木工事施工管理基準	1
別表第1 直接測定による出来形管理	
1. 共通工事	4
2. ほ場整備工事	1 6
3. 農用地造成工事	1 8
4. 農道工事	2 2
5. 水路トンネル工事	3 2
6. 水路工事	3 6
7. 河川及び排水路工事	4 2
8. 管水路工事	4 6
9. 畑かん施設工事	7 4
10. 橋梁工事	7 6
11. 橋梁下部工事	8 0
12. 法面保護工事	8 6
13. 暗渠排水工事	9 2
14. フィルダム工事	9 4
15. 頭首工工事	9 8
16. 海岸河川工事	1 0 0
17. ため池改修工事	1 0 2
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	1 0 6
別表第2 撮影記録による出来形管理	
1. 共通工事	1 1 8
2. ほ場整備工事	1 2 0
3. 農用地造成工事	1 2 2
4. 農道工事	1 2 2
5. 水路トンネル工事	1 2 4
6. 水路工事	1 2 4
7. 河川及び排水路工事	1 2 4
8. 管水路工事	1 2 6
9. 畑地かん施設工事	1 2 8
10. 橋梁工事	1 2 8
11. 橋梁下部工事	1 2 8
12. 法面保護工事	1 3 0
13. 暗渠排水工事	1 3 0
14. フィルダム工事	1 3 0
15. 頭首工工事	1 3 2
16. 海岸河川工事	1 3 2

17. ため池改修工事	132
-------------	-----

別表第3 品質管理

1. コンクリート関係	136
2. 土質関係	144
3. 石材関係	156
4. アスファルト関係	158
5. プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係	164
6. その他の二次製品	168
別紙 公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目について	17

0

別表第4 施工管理記録様式

1. 目次	176
2. 施工管理記録様式	180

参考資料

1. 管水路の通水試験	1
2. 杭の打ち止め管理（参考）	5
3. 薬液注入工事に係る施工管理等について	7
4. トンネル（NATM）観察・計測（案）	10
〔参考資料〕ロックボルトの引抜試験	31
5. RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）について	33
6. 突固め方法の種類（A・B・C・D・E）の適用について	55
7. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）	56
8. ダブルナット（アンカーボルト）の施工について	59
9. 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値	60

土 木 工 事 施 工 管 理 基 準

第 1 目 的

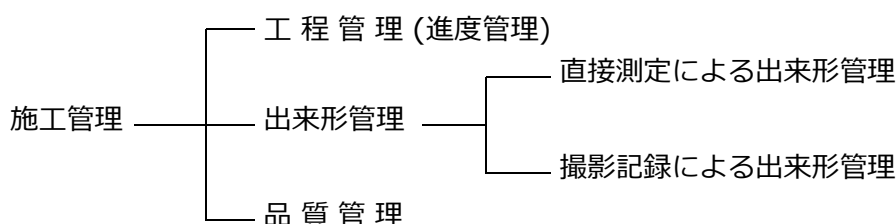
この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、福岡県農林水産部所管の農業農村整備事業に係る請負工事について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、請負者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

第 2 適 用

この管理基準は、各農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記別仕様書が優先する。本管理基準に定める J I S 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

第 3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第 4 施工管理の実施

1 施工管理責任者

請負者は、土木工事共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則 1 - 1 -

10 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 検査（完成・既済部分）時の提出内容

請負者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、請負者の負担とする。
- (4) 施工管理に当たっては、「土木工事施工管理基準の手引」（平成19年3月30日付け18農振第2123号農村振興局整備部長通知）を参考に行うものとする。
- (5) 別表2～別表4及び《巻末》参考資料の「特別仕様書」は「特記仕様書」に、「監督職員」は「監督員」に読替えるものとする。

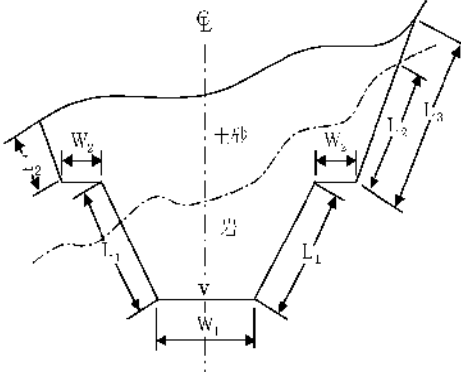
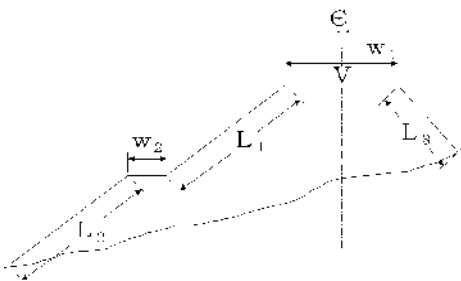
第5 用語の定義

管理基準値……………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、請負者が実施する施工管理の「目標値」として示したものである。

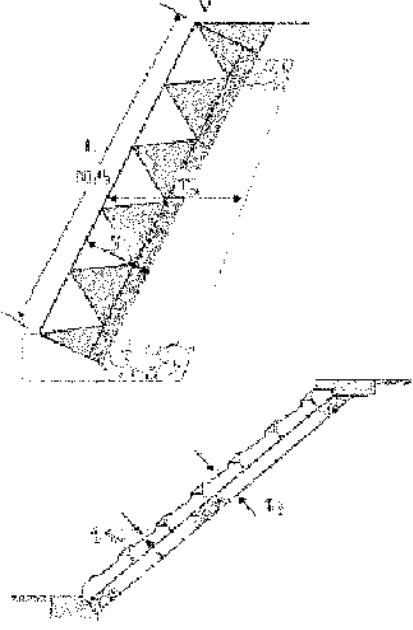
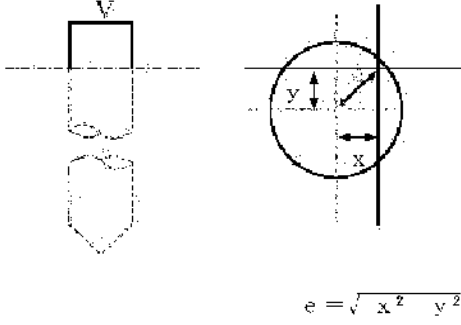
規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にななければならない。

別表第 1 直接測定による出来形管理

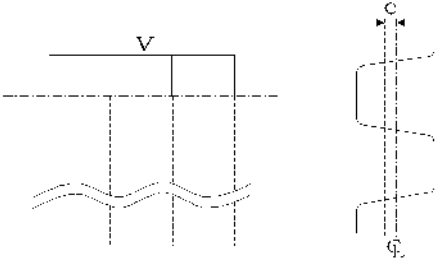
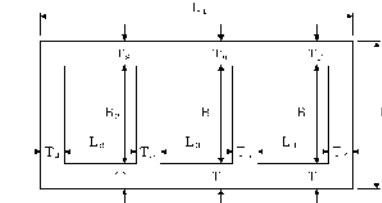
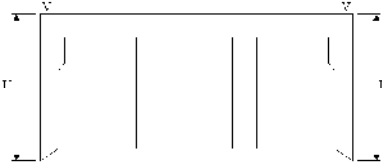
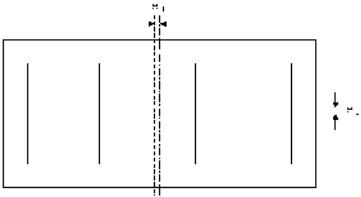
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	掘削	基準高(V)	±65	±100	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(W)	基準幅、小段幅等 +300 -100	-150	
		法長(L)	法長5m未満±125 " 5m以上±2.5%	-200 - 4%	
		施工延長		-200	
	盛土	基準高(V)	±65	±100	上記と同一。
		幅(W)	天端幅、小段幅等 +300 -100	-150	
		法長(L)	法長5m未満± 65 " 5m以上±1.3%	-100 - 2%	
		施工延長		-200	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		
同上	同上	同上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する

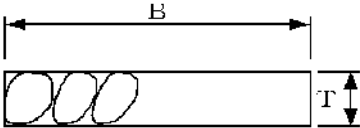
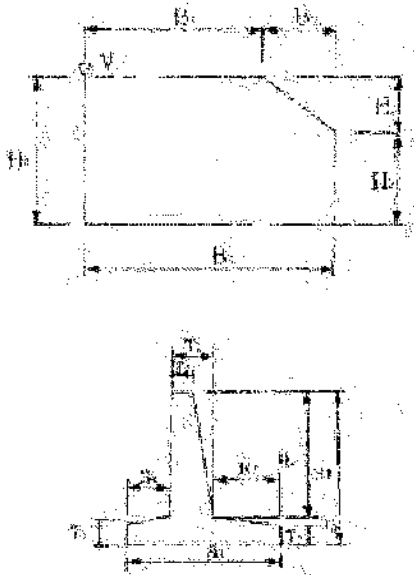
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	石積み	基準高(V)	+ 40 - 25	+ 65 - 40	線的なものについては施工延長のおおむね 20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定は各々、法長2m未満は1箇所(おおむねL/2)、2m以上は2箇所(おおむねL/3、2/3L)測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	コンクリートブロック積み	厚さ(T ₁)	石面より裏込コンクリート背面まで ± 30	- 50	
	石張工	(T ₂)	石面より裏込材料背面まで - 65	-100	
	コンクリートブロック張り				
	[河川護岸は除く]				
		法長(L)	法長2m未満 ± 25 " 2m以上 ± 50	- 40 - 75	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 10m未満 -50 10m以上50m未満 -100 50m以上200m未満 -200	
	凸凹	法長の1% (コンクリートブロック積みのみ)			
基礎杭打工		基準高(V)	+ 50 - 30	+75 -45	重要構造物は全数、それ以外は施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。 支持杭については打止り沈下量を全数測定する。
木杭		場所打杭 ± 30 深礎杭 ± 30	場所打杭 ±45 深礎杭 ±45		
プレキャストコンクリート杭					
銅管杭					
場所打杭					
深礎杭					
		偏心(e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		基礎コンクリートは 91 コンクリート基礎を適用する。 法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
-	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式4)による。	-	 $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高(V)	±30	±45	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	±65	±100	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	
	オープンケーソン	基準高(V)	±65	±100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定する。
		幅(B)	±30	-50	
		厚さ(T)	±13	-20	
		高さ(H)	±65	-100	
		長さ(L)	±30	-50	
		偏位(e)	200	300	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を + 左を-とする。 指定仮説は基準高等が明記されたもの。
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位	  	

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	栗石基礎	幅(B)	栗石基礎、碎石基礎	-200	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	
	碎石基礎		-130			
	砂基礎		砂基礎、均しコンクリート	-100		
	均しコンクリート		-65			
		厚さ(T)	栗石基礎、碎石基礎、砂基礎	-50		
			-30	-20		
			均しコンクリート			-13
		施工延長		-0.2% ただし延長50m未満 -100		
	コンクリート付帯構造物	基準高(V)	±30	±45		線的な構造物については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	コンクリート基礎	幅(B)	±20	-30		
コンクリート側溝						
コンクリート管渠						
横断構造物	厚さ(T)	部材厚30cm未満 +15 -13	-20			
コンクリート擁壁		" 30cm以上 +20 -15	-25			
その他上記に準ずるもの	高さ(H)	2m未満 ±20	-30			
		2m以上 ±30	-45			
	施工延長 (又は長さ)		-0.1%、 ただし延長 2m未満 -30 10m " -50 50m " -100 200m " -200			

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事の管体基礎工(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

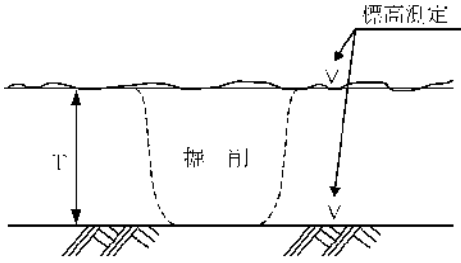
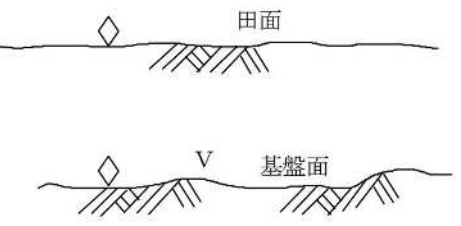
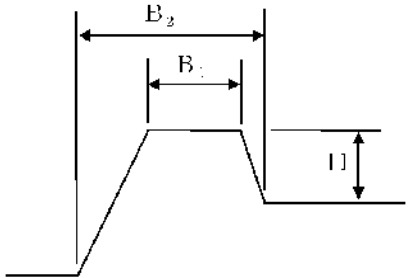
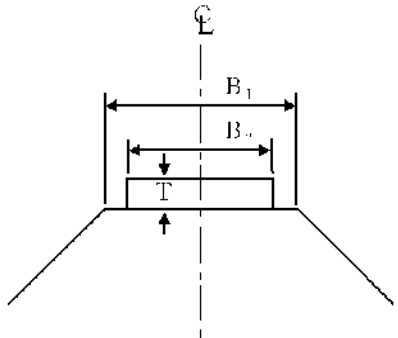
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	精度を要するもの 分土工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基礎高(V)	±15	±20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(B)	±7	±10	
		厚さ(T)	±13	±20	
		高さ(H)	±7	±10	
		長さ(L)	±7	±10	
	U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高(V)	±25	±40	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。
		中心線のズレ(e)	±30	±50	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 200m未満-200	
	土水路	基準高(V)	指定したとき±65	±100	上記と同一。
		幅(B)	+100 -50	-75	
		高さ(H)	指定したとき +100 -50	-75	
		施工延長		-0.2%、 ただし延長 200m未満-400	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
基準高、幅、高さで20点以下のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長			

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	鉄筋組立	かぶり(t)		±φかつ最小かぶり以上 φ:鉄筋経	測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。
		中心間隔(b)		±φ φ:鉄筋経	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
-	○	-	鉄筋のかぶり(φ)の測定位置(水/砂利部分)の例	1面当たり4箇所程度測定する。 同一鉄筋上での測定は行わない。
			中心鉄筋(φ)の測定位置(水/砂利部分)の例	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。 測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T)	+20% -15%	-20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	指定したとき±100	±150	10a当たり3点以上。 (標高差測する)
		均平度(◇)	±35	±50	
	畦畔復旧	幅(B)	+100 -35	-50	施工延長おおむね 200mにつき1箇所の 割合で測定する。 施工延長を示さない 場合は、1耕区につき 1箇所の割合で測定 する。
		高さ(H)	+100 -35	-50	
	道路工 (砂利道)	幅(B)	+150 -100	-150	幹線道路は、施工延 長50mにつき1箇所の 割合で測定する。 支線道路は、施工延 長のおおむね200m につき1箇所の割合で 測定する。
		厚さ(T)	±30	-45	
		施工延長		-0.2%、 ただし延長 200m未満-400	

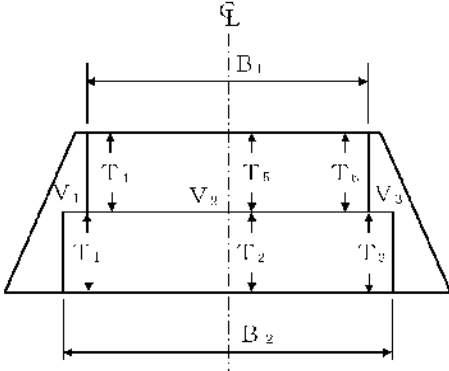
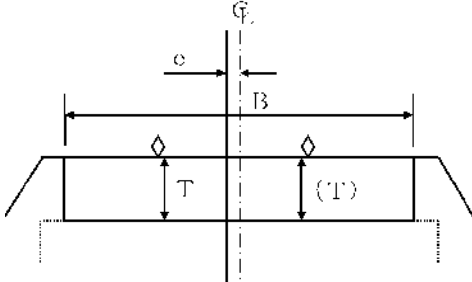
管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		1 基準高は基盤面の高さとする。 2 均平度は、基盤整地後と表土埋戻後に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		舗装を行うときは、「4農道工事」を適用する。

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
3 農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深(T) 果樹 -50 野菜 -10	-75 -15	おおむね ha 当たり 10箇所測定するほ か、つぼ掘り2箇所 /ha。
	テラス (段階畑)	幅(B ₁)	指定したとき +300 -100	テラス延長おおむね 100m当たり1箇所測 定する。
		耕起幅 (B ₂)	指定したとき ±100	
		側溝幅(B ₃)	+100 -50	
		側溝高さ(H)	指定したとき +100 -50	
		法勾配(S)	指定したとき +2分 -1分	
	道路工 (耕作道)	幅(B)	+150 -100	施工延長おおむね 100m当たり1箇所測 定する。
		厚さ(T)	±30	
		側溝幅(b)	+100 -50	
		側溝高さ(H)	指定したとき +100 -50	
	土壌改善	pH測定	指定したとき ±0.35	±0.5 おおむね 50a 当たり 1箇所(深さ15cm)改 良材散布後2週間以 上経過して測定す る。(試験方法・・・ガ ラス電極法・・・46農 地C第311号参照)

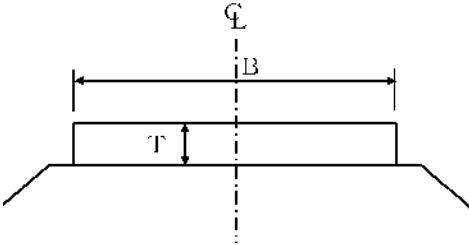
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
3	改良山成 農 用 地 造 成 工 事	基準高(V)	指定したとき ±200	±300	基準高については切土部を、40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)
		法勾配(S)	指定したとき ±1分		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、法 勾配で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	-		切土部のみ対象とする。

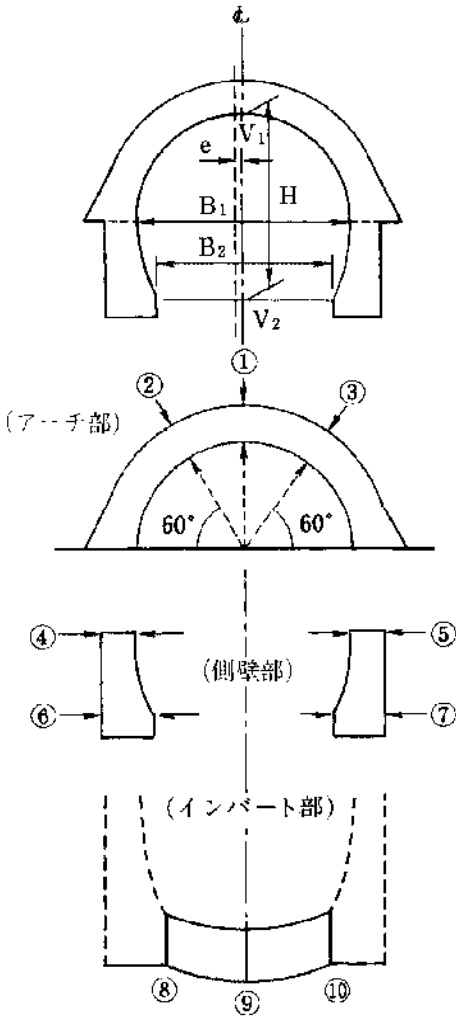
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	路盤工	基準高(V)	下層路盤 ±30	±50	施工延長おおむね 50mにつき1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
		幅(B)	+50 -35	-50	
		厚さ(T)	下層路盤 ±30 上層路盤 ±20	下層 -50 上層 -30	
		中心線のズレ(e)	±65	±100	
		施工延長		-0.2%、 ただし延長 150m未満-100	
	コンクリート舗装工	幅(B)	+30 -20	-30	幅、中心線のズレに ついては施工延長お おむね50mにつき1箇 所の割合で測定す る。 上記未満は2箇所撮 影する。 厚さはおおむね 500 ㎡に1個の割合でコア を取りコア又はコア ホールにより測定す る。
	アスファルト舗装工	厚さ(T)	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10	-10 -10 -15	
		中心線のズレ(e)	±35	±50	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	
		平坦性(F)		As舗装 3mプロファイル メーター標準偏 差 $\sigma = 2.4\text{mm}$ 以 内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75\text{mm}$ 以内 Co舗装 標準偏 差 $\sigma = 2.0\text{mm}$ 以 内	
					平坦性は1車線につ き1測線全延長中心 線に平行に測定す る。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの 平坦性は舗装試験法便覧による	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-	 Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置	

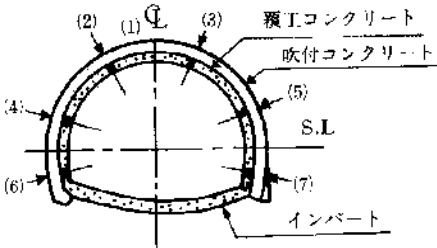
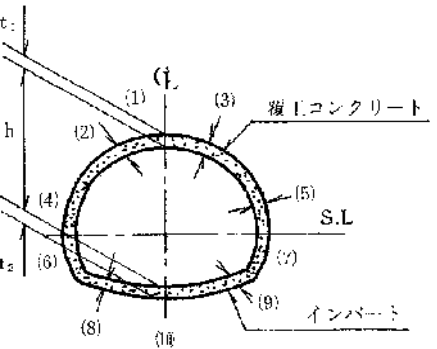
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	砂利舗装工	幅(B)	+100 -65	-100	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。
		厚さ(T)	±30	-45	
		施工延長		-0.2% ただし延長 50m未満-100	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
幅、厚さで 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	-		

工種		項目		管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	道路トンネル	支保工	幅(b)		-70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔(L)	±50	±75	
		コンクリート覆工	基準高(V)	±30	±50	1.基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
			幅(B)	±45	-70	
			巻厚(T)	-30	-50	
			高さ(H)	±45	-70	
			中心線のズレ(e)	直線部 ±65	直線部 ±100	
				曲線部 ±100	曲線部 ±150	
			施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
幅、間隔で 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	-		破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長		 The diagram illustrates the standard measurement points for a tunnel support structure. It includes three main cross-sectional views: Top View (アーチ部): Shows the arch section with dimensions B_1, B_2, H, e, V_1, and V_2. It is divided into three numbered regions: ① (top), ② (left), and ③ (right). Middle View (側壁部): Shows the side wall section with dimensions ④, ⑤, ⑥, and ⑦. Bottom View (インバート部): Shows the invert section with dimensions ⑧, ⑨, and ⑩. The arch section also indicates a 60° angle for the side walls.	

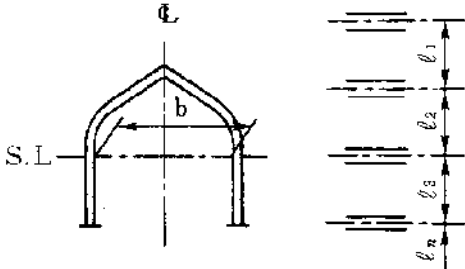
工種		項目		管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	道路トンネル (NATM)	支 保 工	幅(b)		-70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔(l)	±50	±75	
		吹付コンクリート厚(T)			施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な個所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
		ロ ッ ク ボ ル ト	位置間隔(L)			施工延長 50m毎に断面全体数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
			角度(θ)			
			深さ(ℓ)			
			孔経(ϕ)			
		コ ン ク リ ー ト 覆 工	基準高(V)	±30	±50	1.基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
			幅(B)	-30	-50	
			巻厚(T)	-0	-0	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
幅、間隔で 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20 点以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、 幅、巻厚、 高さ、施工 延長	—		

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	道路トンネル (NATM)	高さ(H)	-30	-50	(ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。
		コン ク リ ー ト 覆 工	中心線のズレ(e)	直線部 ±65 曲線部 ±100	(ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。
			施工延長	-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	(ニ)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ③銅製支保工、ロックボルトの突出。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表 によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧 表によるも の (様式 3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		

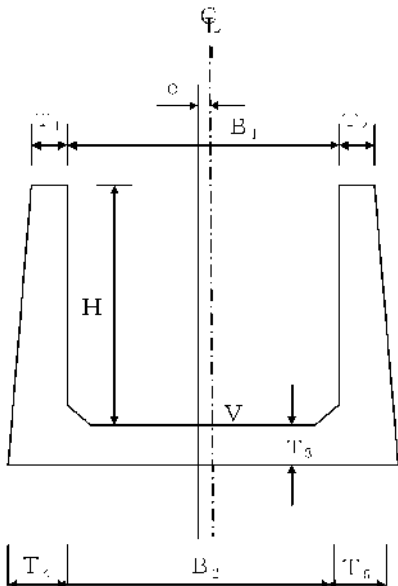
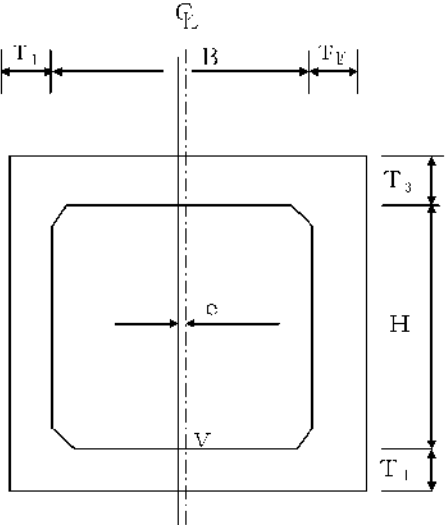
工種		項目		管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
5 水路トンネル工事	水路トンネル	支保工	幅(b) (Bタイプ)		- 0 -40	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			幅(b) (C、Dタイプ)			
			間隔(l)	± 50	± 75	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
幅、間隔で 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	-		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。

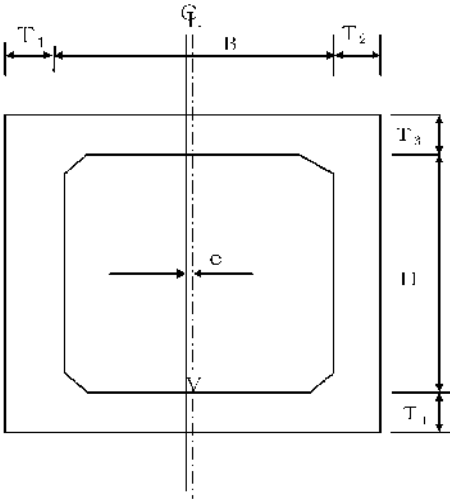
工種		項目		管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
5 水路 トン ネル 工 事	水路トンネル	コン クリ ート 覆 工	基準高(V)	±30	±50	1.基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端合(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直進部は 50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
			幅(B)	±25	-40	
			巻厚(T)	-0	-0	
			高さ(H)	±25	-40	
			中心線のズレ(e)	直線部 ±65	直線部 ±100	
				曲線部 ±100	曲線部 ±150	
			施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-	設計巻厚線 (D線) S.L. ①~④ 削孔測定位置 S.L.	

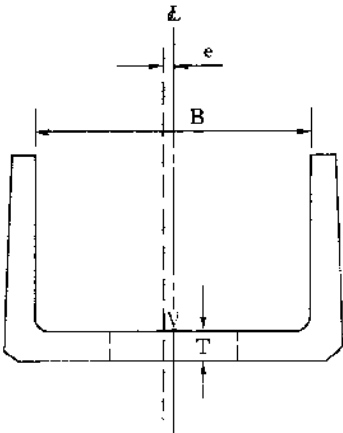
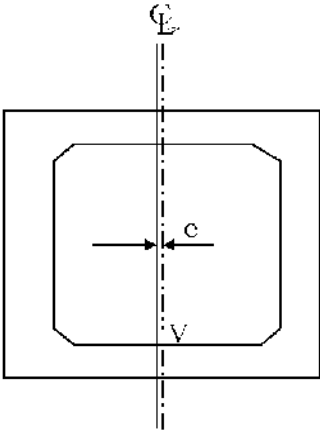
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
6 水路 工事	現場打開水路	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	+25 -15	-25	
		厚さ(T)	+20 -13	-20	
		高さ(H)	±15	-25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100	
		スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	
	現場打サイホン	基準高(V)	±30	±50	上記と同一。
		幅(B)	+20 -13	-20	
		厚さ(T)	+20 -13	-20	
		高さ(H)	±13	-20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100	
		スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-	 Diagram showing a plan view of a rectangular structure. A vertical centerline is labeled ϕ_L. Horizontal dimensions include c (offset from centerline to a vertical line), B_1 (width between vertical lines), T_1 (width of the left flange), T_3 (width of the central section), and T_5 (width of the right flange). The total width is B_2. A vertical dimension H is shown on the left side. A vertical line is labeled V.	スパン長の標準を9mとした場合
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		 Diagram showing a plan view of a rectangular structure. A vertical centerline is labeled ϕ_L. Horizontal dimensions include T_1 (width of the left flange), B (width of the central section), and T_5 (width of the right flange). The total width is B. A vertical dimension T_3 is shown on the right side. The total height is H. A vertical line is labeled V.	スパン長の標準を9mとした場合

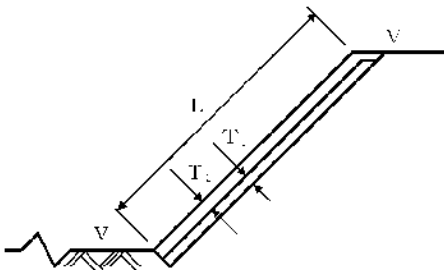
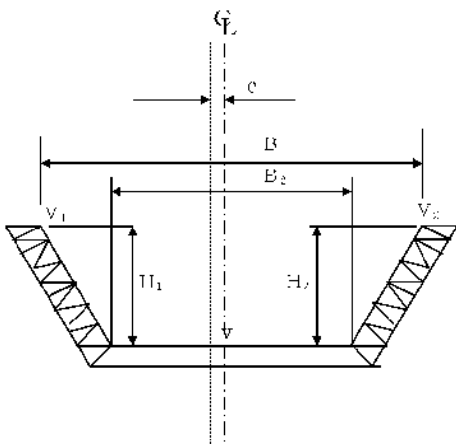
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
6 水路 工事	現場打暗渠	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所 の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつ き1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については 1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	+20 -13	-20	
		厚さ(T)	+20 -13	-20	
		高さ(H)	±13	-20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100	
		スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		スパン長の標準を9mとした場合

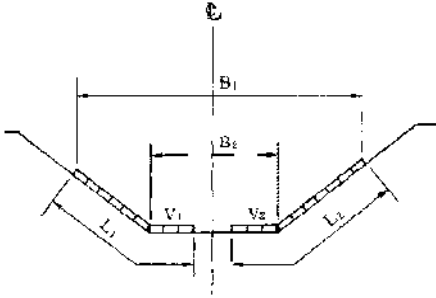
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
6 水路 工事	鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL形水路	基準高(V)	±20	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	+25 -15	-25	
		厚さ(T)	+20 -15	-20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35	直線部 ±50	
			曲線部 ±65	曲線部 ±100	
	ボックスカルバート水路	施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		基準高(V)	±20	±30	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35	直線部 ±50	
			曲線部 ±65	曲線部 ±100	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

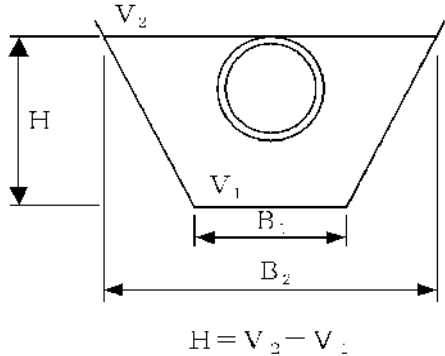
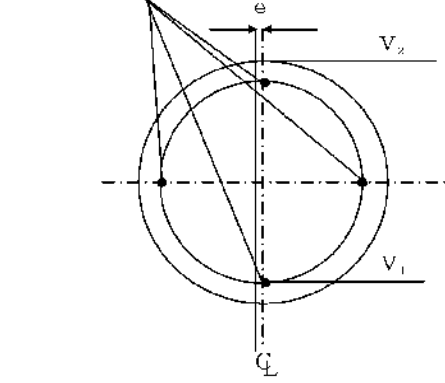
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
7 排水路工事・河川工事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高(V)	±30	±45	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
		厚さ(T)	厚さ10cm未満 ±15 〃 10cm以上 ±20	-20 -30	
		法長(L)	法長2m未満 ±30 〃 2m以上 ±65	-50 -100	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	
	コンクリートブロッ ク積み水路 鉄筋コンクリート柵 渠	基準高(V)	±30	±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 中心線のズレ(曲線 部)についてはおおむ ね1箇所の割合で測 定する。 上記未満は2箇所測 定する。 幅、高さについては 施工延長 50mにつき 1箇所の割合で測定 する。 上記未満は2箇所測 定する。
		幅(B)	±25	-40	
		高さ(H)	±25	-40	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵渠には適用しない。

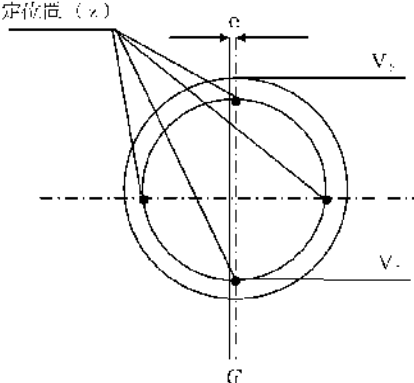
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
7 排水 水路 工事 ・ 河 川 工 事	ライニング水路	基準高(V)	±50	±75	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
	連節ブロック				
	コンクリートマット	幅(B)	±50	-75	
		法長(L)	法長2m未満±30	-50	
			// 2m以上±65	-100	
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		布設時の値である。

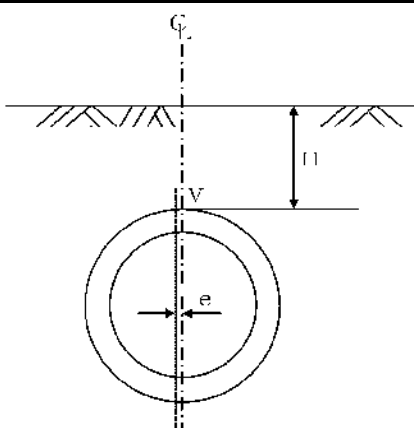
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管体基礎工事 (砂基礎等)	幅(B)	-65	-100	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
		高さ(H)	±20	±30	
	管水路 (遠心力鉄筋コンク リート管) RC管	基準高(V)	±20 ただし 被圧地下水のある 場合±30	±30 ±50	基準高、中心線のズ レ(直線部)において は施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 中心線のズレ(曲線 部)についてはおおむ ね 10mに1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。 ジョイント間隔につ いては1本毎に測定す る。
		中心線のズレ(e)	±65	±100	
		ジョイント間隔(z)	別表イ参照	別表イ参照	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
幅、高さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—	 $H = V_2 - V_1$	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、 V_2V_1 で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	ジョイント間隔 測定位置 (z)  基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、 $\phi 1,350$ mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に支持がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

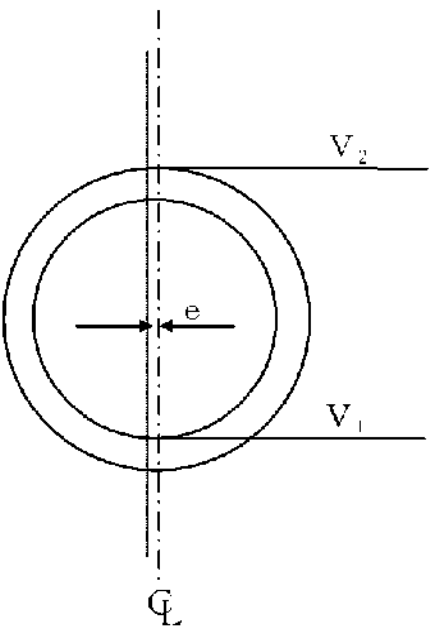
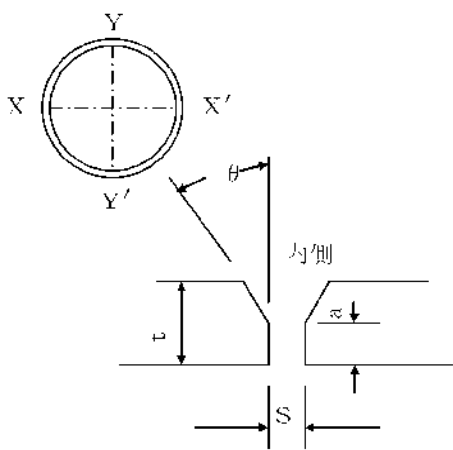
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) K形 T形 U形 (強化プラスチック複合管) B形、T形、C形	基準高(V)	±20 ただし 被圧地下水のある 場合±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。
		中心線のズレ(e)	±65	±100	
		ジョイント間隔(z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ参照	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	ジョイント間隔 測定位置 (x)  基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、ϕ 1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に支持がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	基準高(V)	±30	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
		埋設深(H)	+65 -35	-50	
		中心線のズレ(e)	±80	±120	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	
	管水路 (銅管)		管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 JIS G 3443-1(水輸送用途覆装銅管-第1部:直管) WPS A-101-2009(農業用プラスチック被覆銅管) 寸 法 80A-3500A 塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のも	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V)	±20 ただし 被圧地下水のある 場合 ±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	±30	±45	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	
	V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0~3		溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		ベベル 角度(θ)	30~35°		
		ルートフェイス(a)	≤2.4		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長			Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、ϕ 1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス			左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

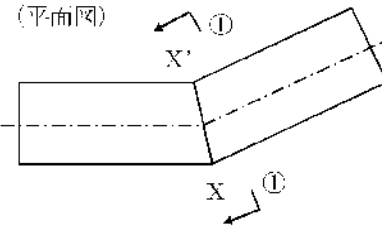
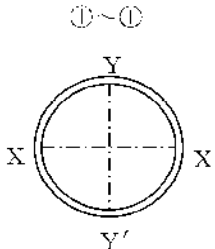
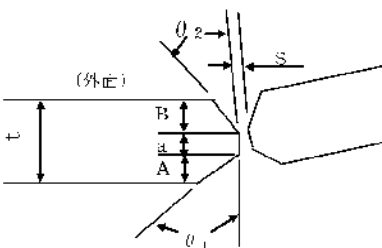
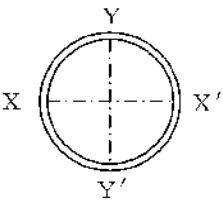
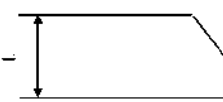
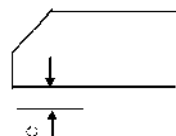
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		ベベル 角度(θ)	Y、Y' : 30～35° X' : 35～15° X : 30～50°	
		ルートフェイス(a)	≤2.4	
	V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1～4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度(θ)	30～35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		ルートフェイス(a)	≤2.4	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	-	(平面図) ① X' X ① ①~① Y X X' Y' θ L S 内面	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	-	Y X X' Y' θ L S	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

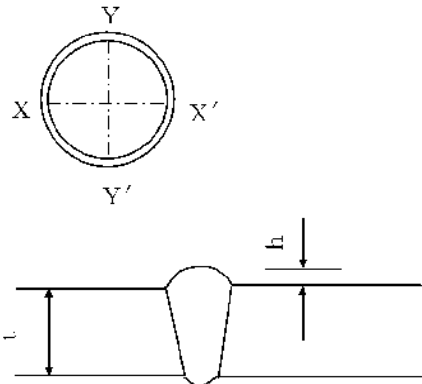
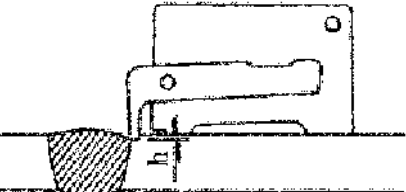
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4以上		溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度(θ)	22.5～27.5		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		ルートフェイス(a)	≤ 2.4		
	X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3		溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_2)	30～35° 40～45°		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		ルートフェイス(a)	2以下		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
ルート ギャップで 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルート フェイス	-		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルート ギャップで 20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルート フェイス	-		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

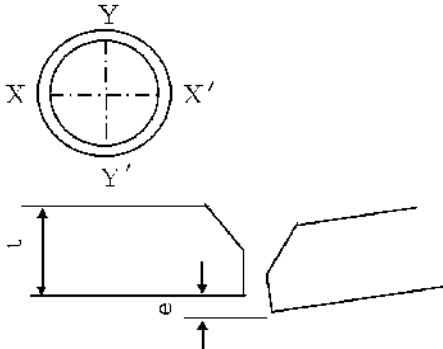
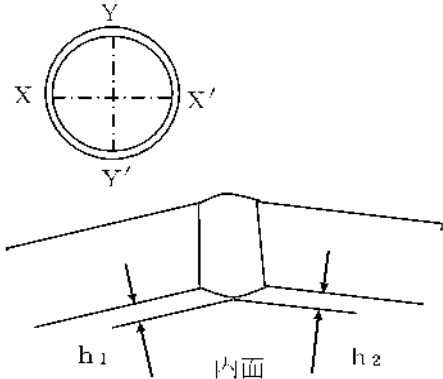
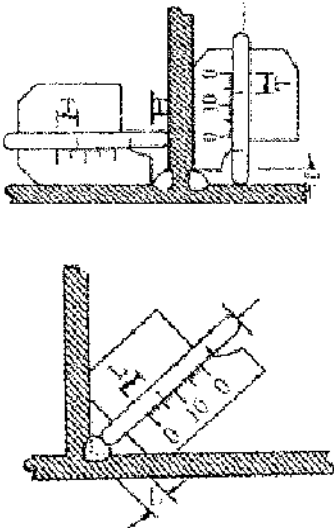
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
	ベベル 角度 (θ_1)	Y、Y' : 30～35°		
	(θ_1)	X' : 35～15°		
	(θ_1)	X : 30～50°		
	(θ_2)	Y、Y' : 40～45°		
	(θ_2)	X' : 40～60°		
	(θ_2)	X : 45～25°		
	ルートフェイス(a)	2以下		
周継手溶接	目違い(e)	t: 板厚(S63)		溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。
	両面溶接	$t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$		
	片面溶接	$t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16 \quad e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38 \quad e \leq 4.0$		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	-	(平面図)    $A = 2 / \sqrt{3} (r - a)$ $B = 1 / \sqrt{3} (r - a)$	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-	  	

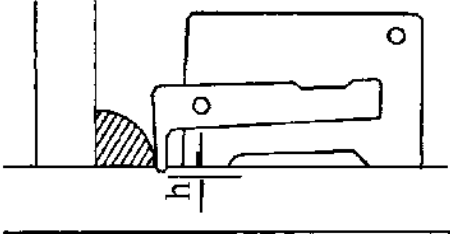
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接	余盛高(h)	t: 板厚 $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$		溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。
		アンダカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm(内側にあつては50mm)を超えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を超えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。		1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。		1箇所毎に全円周を目視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ビット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表 によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧 表によるもの (様式 3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
				
-	-	○		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管	目違い(e)	t: 板厚	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
	両面溶接	$t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$		
		余盛高(h)	t: 板厚 $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$ ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$	
	すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認める。	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
目違い、余盛高 20点以上のもの	左記のもので 20点未満のもの	-		
				
-	-	○		

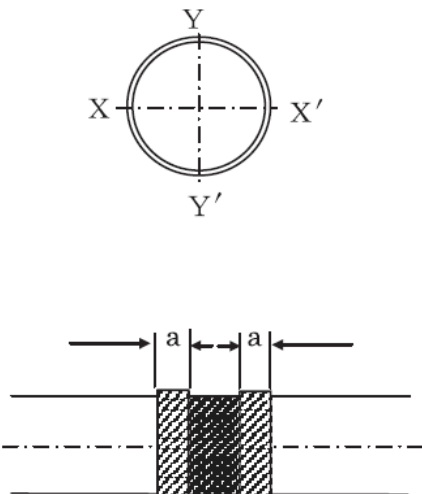
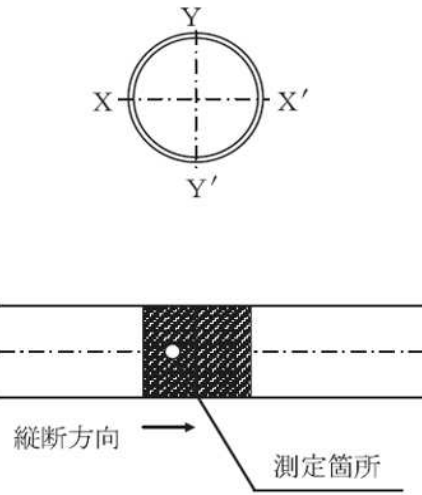
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット(h)	0.5<h<1.0の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあるてはならない。 h≥1.0のアンダカットはあてはならない。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
		ビット	ビットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。 しかし、直径が1mmを超えるものがあるてはならない。		
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があるてはならない。		溶接線全長にわたって目視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ビット、ジグ跡などの欠陥があるてはならない。		
	放射線透過試験	別表オ参照	別表オの判定基準参照		周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特別仕様書による。
	素地調整	外観	水分、錆、油等があるてはならない。		現場塗装全面を点検する。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表 によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧 表によるもの (様式 3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
-	-	○		
-	-	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
-	-	○		

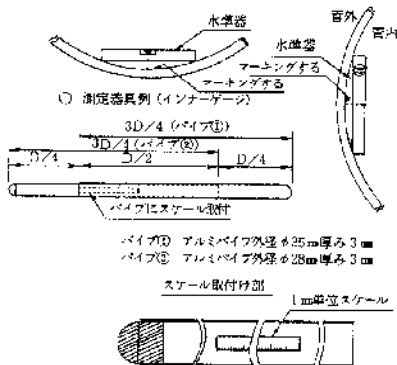
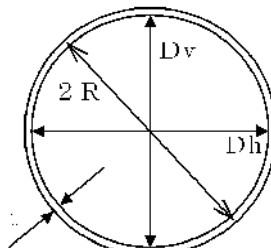
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあってはならない。		現場塗装全面を点検する。
		膜厚	最低膜厚は別表力又は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。		現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)
		ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		現場塗装全面を点検する。
		付着性	付着不良の欠陥があってはならない。		

管理方式			測定箇所標準図	摘要				
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの						
-	-	○		JIS G 3443-4に準じる。				
膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-						
-	-	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 <table><tr><td>塗膜の厚さ(mm)</td><td>試験電圧(DC V)</td></tr><tr><td>0.5 以上</td><td>2,000 ~ 2,500</td></tr></table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000 ~ 2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000 ~ 2,500							
-	-	○	柄のついた銅製両刃のへら(全長約 200mm程度)を用いてはつき、付着の良否を点検する。					

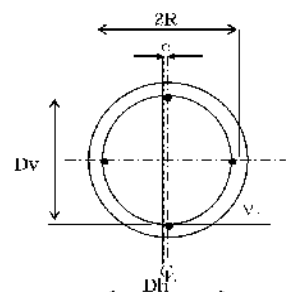
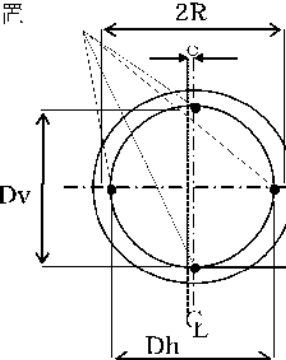
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	ジョイントコート	焼損	あってはならない。		ジョイントコート全数を点検する。
		両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。		
		ふくれ	ジョイントコードの両端から 50mm以内にふくれがあってはならない。		
		工場被覆部との重ね代(a)	片側 50mm以上		
	ジョイントコート	ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		ジョイントコート全数全面を点検する。
		膜厚	別表力のとおりの 1.5mm以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	-	○		
-	-	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10.000~12.000Wを標準とする。	
膜厚での20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの			

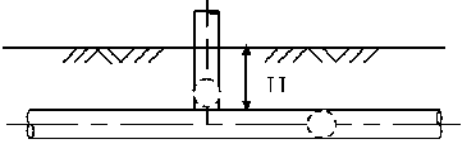
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管) タグタイル鑄鉄管	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 JIS G5526(ダクタイル鑄鉄骨)			
		JDPA G1027(農業用水用ダクタイル鑄鉄管)			
	鋼管	JIS G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管))			
		WPS A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)			
	強化プラスチック管	JIS A5350(強化プラスチック複合管)			
たわみ率		FRPM K111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フィラメントワインディング成形法)			
	締 固 め 程 度	なし	±3%	±5%	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。 測定は定尺管の中央 部とする。 測定時期は管据付時 (接合完了後)、管頂 埋戻時及び埋戻完了 時とする。 なお、「埋戻完了」と は、特に指示がない 場合は舗装(表層、 上層路盤、下層路 盤)を除いた埋戻完 了時点とする。
		I	±3%	±5%	
		I 礎質土	±4%	±5%	
		II	±4%	±5%	

管理方式			測定箇所標準図	摘要								
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの										
			管据付時の測定の際、以下の1.~4.でA・B・C・Dの各測定箇所をコードし、以後同じく測定箇所を指示する。 ① 測定のしようとする箇の管中水質を管蓋及び管側パイプでマーキングする。 ② その位置に水質管を下の図のように水平におく。その後、水質管の中水質を管にマーキングする。 ③ ②のマーキングした位置に測定管をのせ、測定管内に水質管をのせ、測定管を水平にし、その状態で測定管をスライドさせ測定箇所を管の位置にマーキングする(管太組による)。 ④ ③のマーキングした位置に(右管)に上の図のように水質管をのせ、水質管をマーキングする。 									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚	直径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。締固の程度は次のとおりである。								
			<table><tr><td>締固めの程度</td><td>仕上がり程度</td></tr><tr><td>締固めなし</td><td>締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。</td></tr><tr><td>締固めⅠ</td><td>締固め度の85%以上</td></tr><tr><td>締固めⅡ</td><td>締固め度の90%以上</td></tr></table>	締固めの程度	仕上がり程度	締固めなし	締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。	締固めⅠ	締固め度の85%以上	締固めⅡ	締固め度の90%以上	
締固めの程度	仕上がり程度											
締固めなし	締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。											
締固めⅠ	締固め度の85%以上											
締固めⅡ	締固め度の90%以上											

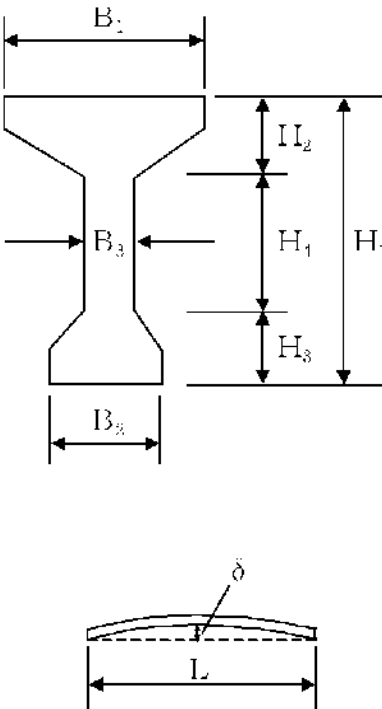
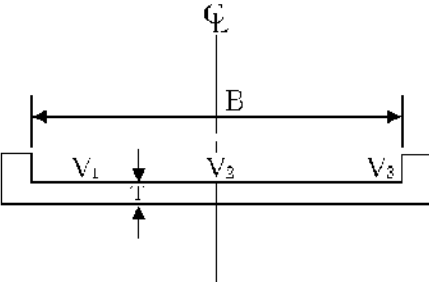
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 銅製セグメント	基準高(V)	±30	±50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 65 曲線部 ±100	直線部 ±100 曲線部 ±150	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	
		たわみ率	±3%	±5%	
	シールド工事 (二次覆工) 既成管覆工 推進工事	基準高(V)	既製管挿入工±20 推進工事 ±30	±30 ±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。
		中心線のズレ(e)	±65	±100	
		ジョイント間隔(Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照	別表イ、ウ及び別表エ参照	
		施工延長		-0.1% ただし延長 200m未満-200	
		たわみ率	±3%	±5%	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	測定箇所標準図  基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh - l)]$ 又は $[2R - (Dv + l)]$ $2R$: 管厚中心直径 l : 管厚	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	ジョイント間隔測定位置  基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + l)]$ 又は $[2R - (Dv + l)]$ $2R$: 管厚中心直径 l : 管厚	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
9	スプリンクラー	埋設深(H)	+65 -35	-50	構造図の寸法標示箇所を測定する。
畑					
かん					
ん					
施設					
工事					

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
埋設深で20 点以上のもの	左記のものと20点未満のもの	-		

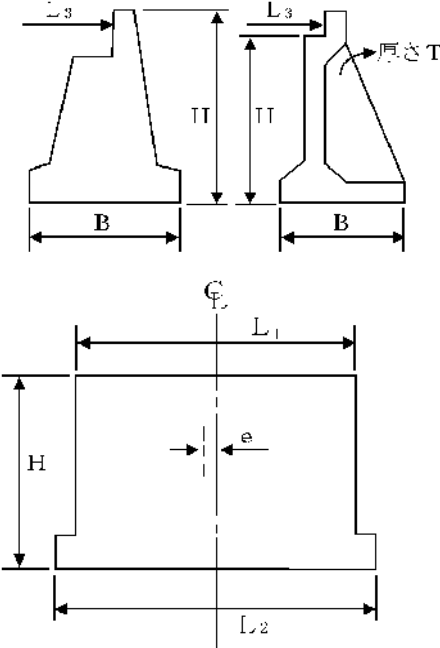
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
10 橋梁工事	コンクリート桁 〔ポストテンション 桁〕	幅(B)	上幅(B ₁) +7 -3 下幅(B ₂ 、B ₃) ±3	+10 -5 ±5	幅、高さについては 桁の両端部、中央部 の3箇所を全桁数測 定する。 桁長は各桁で、横方 向の最大曲がりにつ いてはプレストレッシ ング後に、全桁数測 定する。
		高さ(H)	+7 -3	+10 -5	
		桁長(L)	±10	±15	
		横方向の最大曲 がり(δ) (桁長10.5m未満)		1.5L-6	
		横方向の最大曲 がり(δ) (桁長10.5m以上)		10	
	鉄筋コンクリート床 版工	基準高(V)	±15	±20	基準高は1径間当た り2箇所(支点付近) で測定する。 幅は1経間当たり3箇 所測定する。 厚さは、おおむね10 mに1箇所の割合で 測定する。
		幅(B)	±20	±30	
		厚さ(T)	+13 -7	+20 -10	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	 L : 桁長 (m)	
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、高さ		コンクリート橋に適用する。

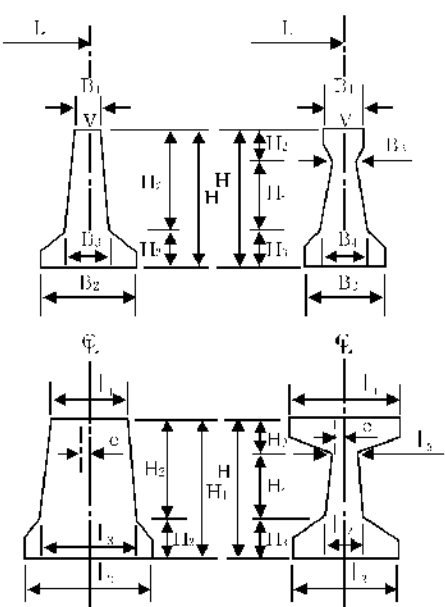
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅(B)	±13	-20	1径経間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ(H)	±20	-30	
		地覆幅(B)	±13	-20	
		地覆高さ(H)	±13	-20	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ	The diagrams show two standard measurement points. The first is a vertical fence section labeled '高欄' (Tall Fence) with a width dimension 'B' and a height dimension 'H'. The second is a ground cover section labeled '地覆' (Ground Cover) with a width dimension 'B' and a height dimension 'H'.	

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋台工	敷幅(B)	±30	-50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		控壁の厚さ(T)	+20 -13	-20	
		高さ(H)	±30	-50	
		中心線のズレ(e)	±30	±50	
		天端長(L ₁)	±30	-50	
		敷長(L ₂)	±30	-50	
		胸壁間距離(L ₃)	±20	±30	
		橋台沓部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同	左	同	左	

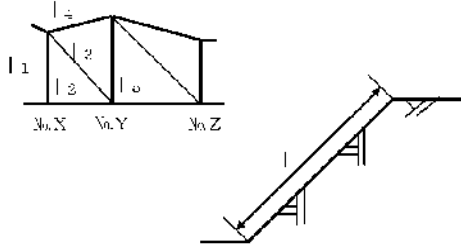
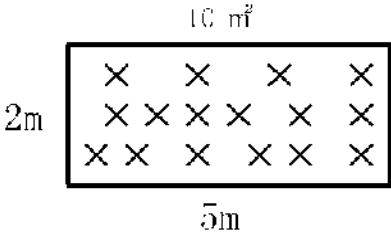
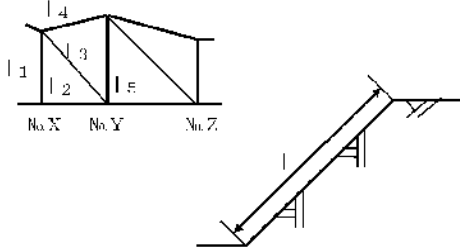
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
11	橋脚工 橋梁下部工事	基準高(V)	±15	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で限定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(l_1)	±30	-50	
		敷長(l_2)	±30	-50	
		天端幅(B_1)	+20 -13	-20	
		敷幅(B_2)	±30	-50	
		高さ(H)	±30	-50	
		橋脚中心間距離(L)	±20	±30	
		中心線のズレ(e)	±30	±50	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

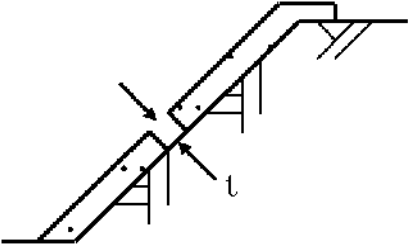
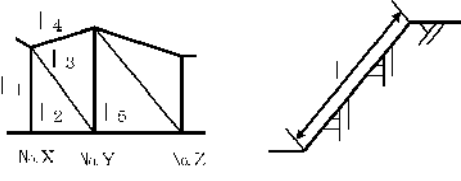
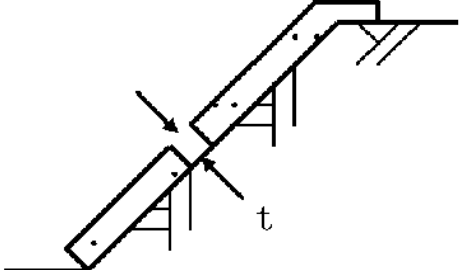
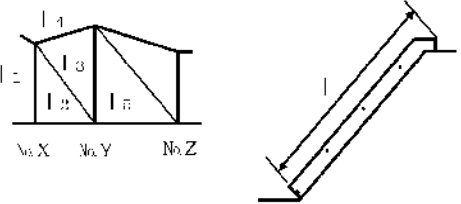
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高(V)	±15	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(l)	±15	-20	
		天端幅(B ₁)	+20 -13	-20	
		中間幅(d)	±15	-20	
		基準幅(B ₂ 、b)	±30	-50	
		高さ(H)	±30	-50	
		厚さ(T)	+20 -13	-20	
		橋脚中心間距離(L)	±20	±30	
		中心線のズレ(e)	±30	±50	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

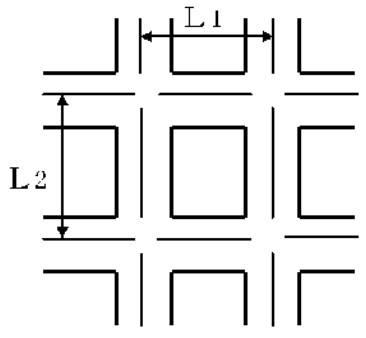
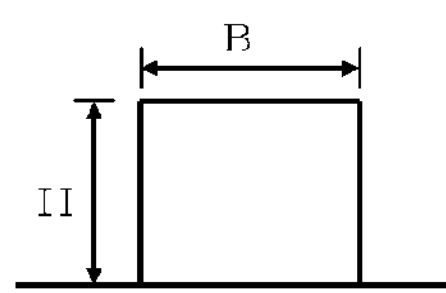
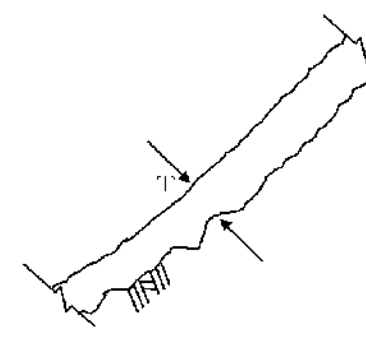
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 養生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人口張芝	面積(A)		施工面積 $\geq$ 設計 面積 全施工面積について 展開図又はその他の 方法により測定(求 積)する。
	アンカーピン数 アンカーピン及び 止め釘		ラス張 $\phi 9(D10) \times L = 200\text{mm}$ 1.5本/㎡以上 $\phi 16(D16) \times L = 400\text{mm}$ 0.3本/㎡以上 植生マット、繊維 ネット 肥料袋付 6本/ ㎡以上 肥料袋無 3本/ ㎡以上	ラス張りは 200 ㎡に1 箇所の割合で測定す る。 上記未満は2箇所測 定する。 植生マット及び繊維 ネットは500㎡に1箇 所の割合で測定す る。 上記未満は2箇所測 定する。
	種子散布	面積(A)		施工面積 $\geq$ 設計 面積 全施工面積について 展開図又はその他の 方法により測定(求 積)する。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	-	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
-	測定値を記入	-		(参考)規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
-	-	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

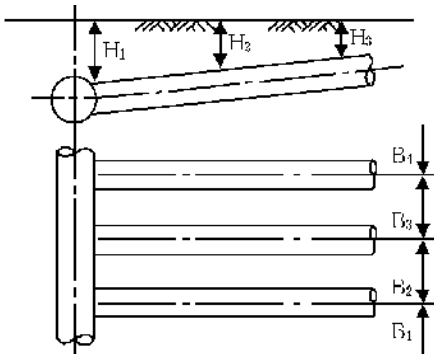
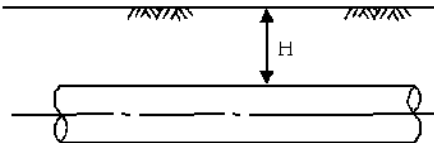
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ(T)	平均厚さ $\geq$ 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積 500m ² に1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	植生基材吹付	厚さ(T)	平均厚さ $\geq$ 設計厚さ 測定値は設計厚5cm未満 -10% " 5cm以上 -20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積 200m ² に1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表 によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧 表によるもの (様式 3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
厚さで20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		1.吹付直後の 厚さとする。 2.岩等の突出 部の特殊な場 合は適用しな い。 3.設計吹付厚 さ 5cm 以上に は適用しない。
—	—	展開図及 び測線長		l_n : 測線をい う。
厚さで20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		1.吹付直後の 厚さとする。 2.岩等の突出 部の特殊な場 合は適用しな い。
—	—	展開図及 び測線長		l_n : 測線をい う。

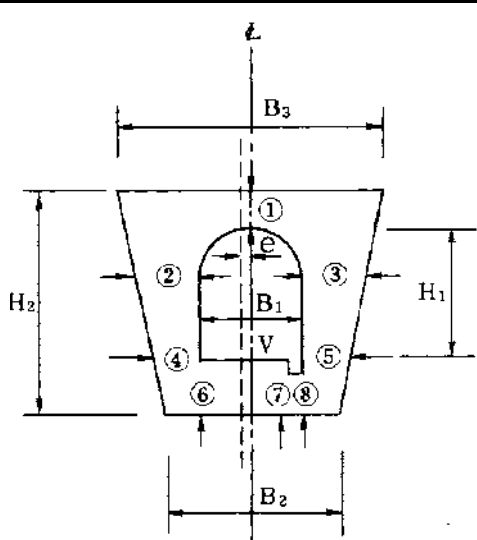
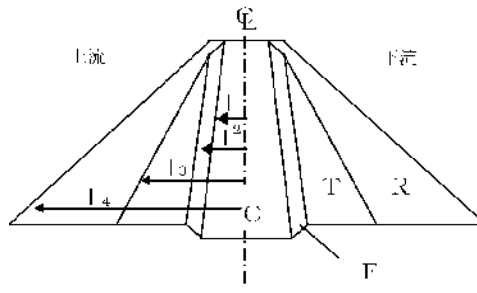
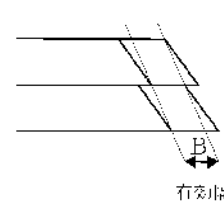
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
12	吹付枠	梁延長		施工延長 $\geq$ 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔(L)		$\pm L/10$	施工面積 200㎡に1箇所の割合で測定する。
		梁断面(H) (B)		-20	施工面積 200㎡に1箇所の割合で測定する。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ(T)	設計厚 5cm未満 ± 7	-10	施工面積はおおむね100㎡に1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未満は2箇所測定する。
			// 5cm以上 ± 15	-20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	-	展開図に朱記、併記する。		
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

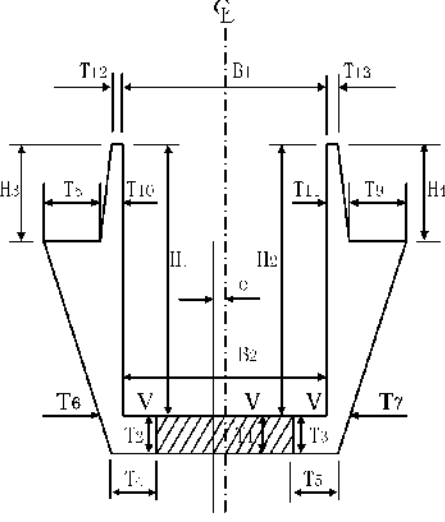
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
13 暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深(H)	+100 -50	-75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね 100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。
		間隔(B)	±500	±750	
		施工延長		-0.2% ただし延長 500m以下 - 1000	
	集水渠(支援) 導水渠(幹線)	布設深(H)	+100 -50	-75	施工延長はおおむね 50mにつき1箇所の 割合で測定する。
		施工延長		-0.2%、 ただし延長 500m以下 - 1,000	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
布設深で20点以上のもの。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)	±20	±30	1.基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3.中心線のズレ直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	+25 -15 ただし、 B ₂ 、B ₃ -15	-25		
		厚さ(T)	-13	-20		
		高さ(H)	±25 ただし、 H ₂ -25	-40		
		中心線のズレ(e)	直進部 ±50 曲線部 ±100	直線部 ±75 曲線部 ±150		
		スパン長	直進部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30		
		施工延長		-0.1% ただし延長 150m未満-150		
	堤体盛土	ゾ ー ン 幅	遮水ゾーン		I ₁ +500 -0	ゾーン幅については 施工延長おおむね 20mにつき1箇所の 割合で測定する。
			フィルター ゾーン		I ₂ -500 -0 有効幅Bは設計 以上	
			トランジション ゾーン		I ₃ +1,000-500	
			ロックゾーン		I ₄ +1,000 -0 有効幅Bは設計 以上	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
ゾーン幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-	 注) ゾーン区分 C : 透水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランジションゾーン R : ロックゾーン 	1. 堤体表面立(張石)状態に適用する。 2. ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3. 管理基準値については別途定めるものとする。 4. 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

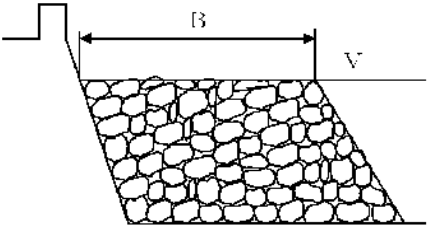
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	洪水吐	基準高(V)	±20	±30	基準値、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直進部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)	+25 -15	-25	
		厚さ(T)	+20 -13 ただし、 T ₁ ～T ₉ -13	-20	
		高さ(H)	±15	-25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35	直線部 ±50	
			曲線部 ±65	曲線部 ±100	
		スパン長	直線部 ±13	直線部 ±20	
			曲線部 ±20	曲線部 ±30	
		施工延長		-0.1%、 ただし延長 150m未満-150	

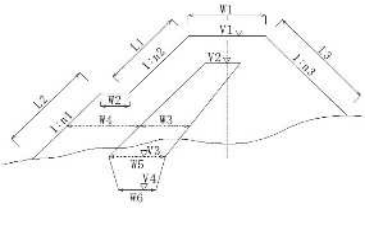
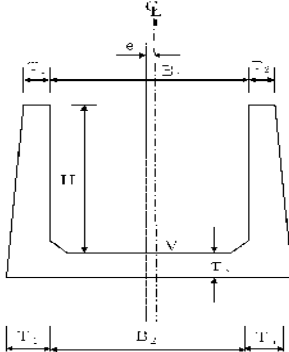
管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-	 *斜線部はインバート	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

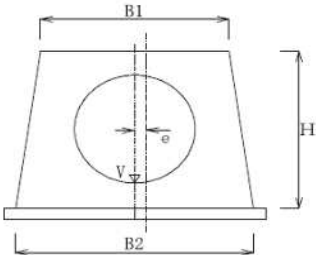
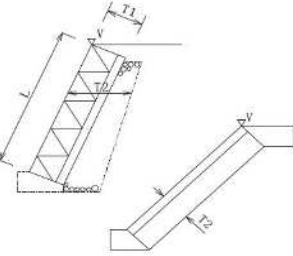
工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
15 頭 首 工 事	本体	基準高(V)	±20	±30	構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅(B)	天端幅等 ±20 エプロン部 ±40	-30 -60	
		厚さ(T)	+30 -20 導流壁、エプロン部等	-30	
		高さ(H)	+30 -20 導流壁等	-30	
		長さ(L)	+100 -65 導流壁、エプロン部	-100	
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)	±100	±150	基準高については施工面積 100㎡につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		面積(A)		-0.2%	

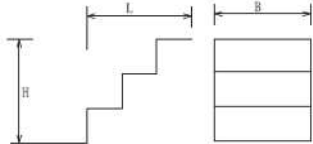
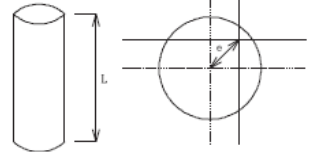
管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		

工種		項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
16	捨石工 消波ブロック	基準高(V)	±200 捨石工は特別仕様書による	-300 捨石工は特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)	±200	-300	
海岸河川工事					

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に 朱記、併記 するもの		
基準高、幅 で20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要	
					管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併記 するもの			
ため池 改修 工事	堤体工	基準高(V)	±65	±100	線的なものについては 施工延長おおむね 20mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。	基準点、 幅、法長で 20点以上 のもの	左記のも で20点未 満のもの及 び施工延 長	左記のも で箇所単 位のもの		1.刃金土の幅 は盛土高 1m 毎に管理す る。 2.測定は原則 として、水平距 離とするが、法 長の場合は斜 距離とする。 3.出来形測定 と写真は同一 箇所で行う。 4.出来形図は 横断面図面を 利用して作成 する。
		基準高(V1)	V1: +65、-0							
		刃金土基準高(V2)	V2: +65、-0							
		トレンチ基準高(V3)	V3: +65、-0							
		トレンチ基準高(V4)	V4: +0、-65							
		堤幅(W)		-100						
		堤頂幅(W1)	W1: -65							
		小段幅(W2)	W2: -65							
		刃金土幅(W3)	W3: +300、-0							
		さや土幅(W4)	W4: +300、-65							
		トレンチ上幅(W5)	W5: +300、-0							
		トレンチ下幅(W6)	W6: +300、-0							
		法長(L)	-65	-100						
		法勾配(n)	n: +1分、-0							
		施工延長		-200						
	洪水吐工	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高 さ、中心線のズレに ついては施工延長1 スパンにつき1箇所の 割合で測定する。 箇所単位のものにつ いては適宜構造図の 寸法表示箇所を測定 する。	基準高、厚 さ、幅、高 さ、中心線 のズレで20 点以上のもの	左記のも で20点未 満のもの及 び施工延 長	箇所単位 の構造物 について、 基準高、厚 さ、幅、高 さ		スパン長の標 準を9mとした 場合。
		厚さ(T)	±13	±20						
		幅(B)	±20	±30						
		高さ(H)	±20	±30						
		中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100						
		施工延長 (又は長さ)		-150						
		スパン長(L)	直線部 ±13 曲線部 ±20	直線部 ±20 曲線部 ±30						

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要
					管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併記 するもの		
17 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高(V)	±20	±30	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	基準高厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、厚さ、幅、高さ		1.基準高(V)は管底を原則とする。 2.プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 3.底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準5水路トンネル工事の水路トンネルに準ずる。 4.斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準1共通工事のコンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。
	厚さ(T)	+20 -13	-20						
	幅(B)	+20 -13	-20						
	高さ(H)	±13	-20						
	中心線のズレ(e)	直線部 ±35 曲線部 ±65	直線部 ±50 曲線部 ±100						
	施工延長	-100	-150						
張ブロック工 腰ブロック工	基準高(V)	+40 -25	±65 -40	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。 厚さ(T1,T2)の測定は各々、法長2m未満は1箇所(おおむねL/2)、2m以上は2箇所(おおむねL/3、2/3*L)測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のものと及び施工延長		1基礎コンクリートは、土木工事施工管理基準「共通工事」のコンクリート基礎を適用する。
	厚さ(T1)	石面より裏込コンクリート背面まで ±30	-50						
	厚さ(T2)	石面より裏込材料背面まで -65	-100						
	法長(L)	法長2m未満 ±25 法長2m以上 ±50	-40 -75						
	施工延長		-0.1% ただし延長10m未満 -50 10m以上50m未満 -100 50m以上200m未満 -200						
	法勾配		±10%						

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要
					管理図表 によるもの	結果一覧 表によるもの	構造図に 朱記、併記 するもの		
17 ため池 改修 工事	現場打階段工	幅(B)	±20	-30	線的な構造物については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。	基準高、厚さ、幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの又は構造物に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、厚さ、幅、高さ	
		高さ(H)	2m未満 ±20 2m以上 ±30	-30 -45					
		長さ(L)		-0.1% ただし延長 2m未満 -30 10m未満 -50 50m未満 -100 200m未満 -200					
	ボーリング工 (グラウト)	深度(L)		設計値以上	全数測定	—	深度、偏心	—	
		偏心(e)	100	150					

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位:mm)

杭経	木杭		プレキャストコンクリート杭	
	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値
60	60	225		
90	90	225		
120	120	225		
150	150	225		
180	180	225		
210	210	225		
200			33	50
250			41	62
300			50	75
350			58	87
400			66	100
450			66	100
500			66	100
550			—	—
600			66	100
700			66	100
800			66	100
900				
1000				
1200				
1500				
1800				
2000				
2500				
3000				

(単位:mm)

杭経	銅管杭		場所打杭	
	管理基準値	(参考) 規 格 値	管理基準値	(参考) 規 格 値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400	66	100		
450	66	100		
500	66	100		
550	66	100		
600	66	100		
700	66	100		
800	66	100	66	100
900	66	100	—	—
1000	66	100	66	100
1200			66	100
1500			66	100
1800			66	100
2000			66	100
2500			66	100
3000			66	100

別表イ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート管)のジョイント間隔管理基準値

(単位:mm)

呼び経(mm)	管理基準値	8管水路工事		管理基準値	(参考)規格値
		良質地盤	軟弱地盤		
150	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
200	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
250	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
300	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
350	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
400	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
450	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
500	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
600	+15 0	+23 0	+13 0	+19 0	+29 0
700	+14 0	+21 0	+12 0	+19 0	+29 0
800	+16 0	+34 0	+13 0	+19 0	+29 0
900	+17 0	+26 0	+15 0	+19 0	+29 0
1000	+21 0	+32 0	+18 0	—	
1100	+22 0	+33 0	+19 0	—	
1200	+23 0	+35 0	+21 0	—	
1350	+24 0	+37 0	+22 0	—	

- 注) 1.管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2.(参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所 でもこの値を超えてはならない。
 3.接合時の設定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び経700mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び経800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4.標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
 5.管の外面から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。

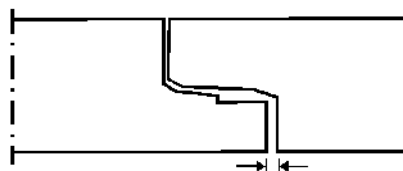
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

B形及びNB形



NC形



(単位:mm)

JIS A5372 RC管(NC形管)				
呼び径(mm)	基準値	管理基準値		(参考)規格値
1,500	5	+24	+5	+33 +5
1,650	5	+24	+5	+33 +5
1,800	5	+24	+5	+33 +5
2,000	5	+24	+5	+33 +5
2,200	5	+24	+5	+33 +5
2,400	5	+27	+5	+38 +5
2,600	5	+27	+5	+38 +5
2,800	5	+27	+5	+38 +5
3,000	5	+27	+5	+38 +5

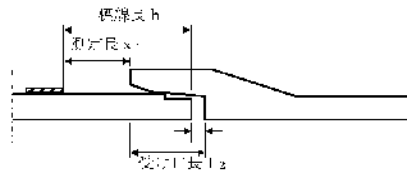
(2) 外面から計測する場合

1) 標線による計測

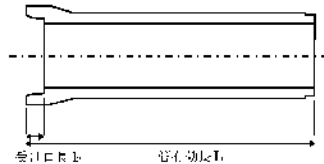
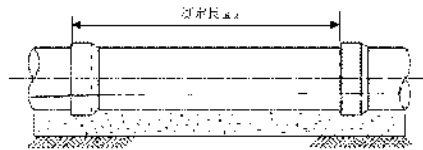
ジョイント間隔＝受け口長 l_2 －(標線長 h －測線長 x_1)

(2) 外面から計測する場合

1) 標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 －(標線長 h －側線長 x_1)

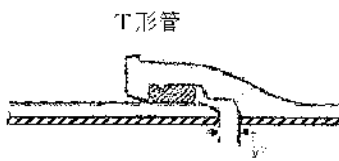
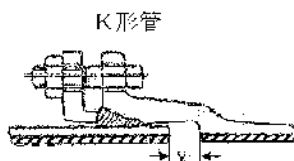
2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 －(管有効長 L －測定長 x_2)

別表ウ 管水路(ダクタイル鋳鉄管)ジョイント間隔管理基準値
(単位:mm)

規格	JIS G 5526・5527及び JCPA G 1027		JIS G 5526・5527及び JCPA G 1027・1029	
	8管水路工事 K形		8管水路工事 T形(直管)	
呼び系(mm)	管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
1000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
1600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
1650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
1800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
2000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
2100	+25 0	+55 0	— —	— —
2200	+25 0	+55 0	— —	— —
2400	+25 0	+60 0	— —	— —
2600	+25 0	+70 0	— —	— —

- 注)1.管理基準値は接合時の値であり、4箇所平均値とする。
2.(参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3.接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
4.管の外から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。
5.ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。



(単位:mm)

規格	JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1029	
	8管水路工事T形(異形管)		8管水路工事 U形		8管水路工事 U形	
呼び系(mm)	管理基準値	(参考)規格値	基準値	管理基準値	(参考)規格値	
75	+11 0	+16 0	—	—	—	—
100	+11 0	+17 0	—	—	—	—
150	+11 0	+18 0	—	—	—	—
200	+10 0	+16 0	—	—	—	—
250	+10 0	+14 0	—	—	—	—
300	— —	— —	—	—	—	—
350	— —	— —	—	—	—	—
400	— —	— —	—	—	—	—
450	— —	— —	—	—	—	—
500	— —	— —	—	—	—	—
600	— —	— —	—	—	—	—
700	— —	— —	105	+23 -5	+32 -5	—
800	— —	— —	105	+23 -5	+32 -5	—
900	— —	— —	105	+23 -5	+32 -5	—
1000	— —	— —	105	+23 -5	+33 -5	—
1100	— —	— —	105	+23 -5	+33 -5	—
1200	— —	— —	105	+23 -5	+33 -5	—
1350	— —	— —	105	+23 -5	+35 -5	—
1500	— —	— —	105	+23 -5	+35 -5	—
1600	— —	— —	115	+24 -5	+33 -5	—
1650	— —	— —	115	+24 -5	+33 -5	—
1800	— —	— —	115	+24 -5	+33 -5	—
2000	— —	— —	115	+24 -5	+36 -5	—
2100	— —	— —	115	+24 -5	+36 -5	—
2200	— —	— —	115	+24 -5	+36 -5	—
2400	— —	— —	115	+24 -5	+36 -5	—
2600	— —	— —	130	+24 -5	+36 -5	—

注)6.JDPA G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。

・T形及びT形用継ぎ輪:300~2,000、K形:300~2,600

JDPA G 1029(推進工法用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。

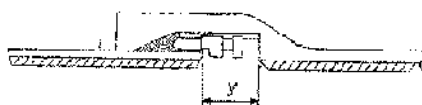
・T形:250~700、U形:800~2,600

JDPA G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)のK形に準じる。

7.JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)のK形、U形に準じる。

8.標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は、標準値に対する値を示している。

U形管

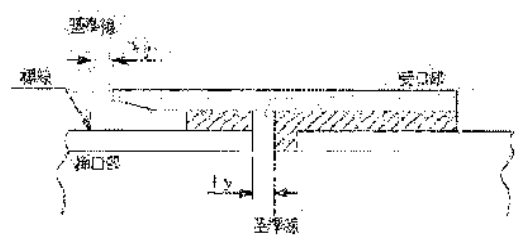


別表エ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔管理基準値
(単位:mm)

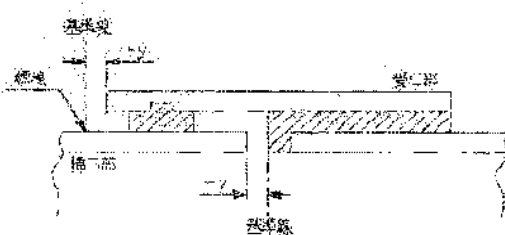
規格	JIS A 5350				
	B形、C形 及び T形				
	呼び系(mm)	標準値	管理基準値	(参考)規格値	
				良質地盤	軟弱地盤
200		0	+10 0	+33 0	+22 0
250		0	+10 0	+33 0	+22 0
300		0	+10 0	+38 0	+25 0
350		0	+10 0	+38 0	+25 0
400		0	+10 0	+43 0	+28 0
450		0	+10 0	+43 0	+28 0
500		0	+15 0	+53 0	+35 0
600		0	+15 0	+53 0	+35 0
700		0	+15 0	+53 0	+35 0
800		0	+15 0	+53 0	+35 0
900		0	+15 0	+53 0	+35 0
1000		0	+20 0	+53 0	+35 0
1100		0	+20 0	+53 0	+35 0
1200		0	+20 0	+53 0	+35 0
1350		0	+20 0	+53 0	+35 0
1500		0	+20 0	+53 0	+35 0
1650		0	+25 0	+80 0	+53 0
1800		0	+25 0	+80 0	+53 0
2000		0	+25 0	+95 0	+63 0
2200		0	+25 0	+95 0	+63 0
2400		0	+25 0	+113 0	+75 0
2600		0	+25 0	+113 0	+75 0
2800		0	+25 0	+128 0	+85 0
3000		0	+25 0	+128 0	+85 0

- 注) 1.管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2.(参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3.測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下 の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
4.管の外側から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すa' b' c' d' とする。
5.継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
6.測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

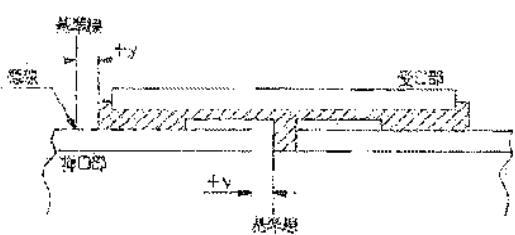
B形



T形



C形



別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(JIS Z 3050 A基準 準拠)

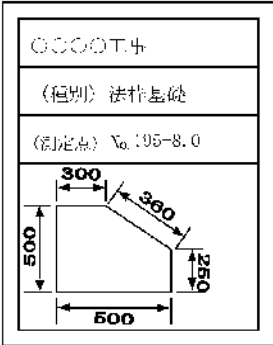
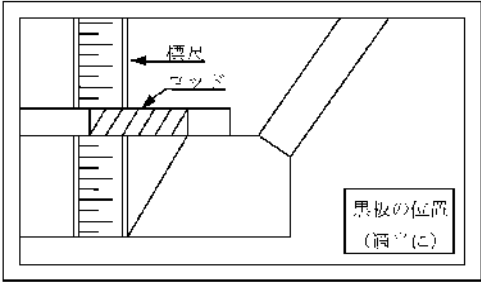
項目	判定基準
1.ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2.目違いによる溶込み不良	ルートの片割れの角が露出している(又は溶接されていない)とき、1個の長さ 40mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計70mm以下を合格とする。
3.内面へこみ	内面のへこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4.融合不良	母材と溶接金持との間の融合不良は、1個の長さ 20mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計長さ 25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ 20mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計長さ 30mm以下を合格とする。
5.溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき 6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長 300mm当たり最大寸法の合計長さ 12mm以下を合格とする。
6.細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ 20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計長さ 30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7.孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ 6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ 12mm以下を合格とする。
8.タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4種以外を合格とする。
9.ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4種以外を合格とする。
10.虫状気孔	虫状気孔(パイプ)は、JIS Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4種以外を合格とする。
11.空中ビード	空中ビードは、1個の長さ 10mm以下、連続した溶接長 300mm当たり合計長さ 50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12.割れ	割れは、すべて不合格とする。
13.きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長 300mm当たり 50mm以下を合格とする。ただし、2に掲げるきずを除く。
14.アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはいけない。
15.きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

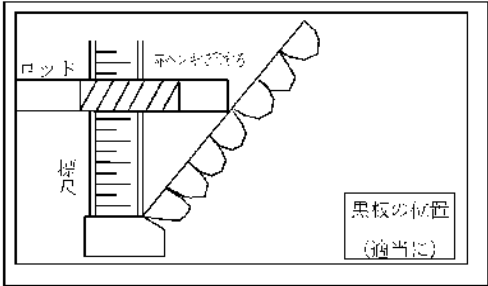
種別	塗覆装方式	最小厚さ(mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4） 溶剤形エポキシ樹脂塗装」 【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）」	0.5mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による） 2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 「溶剤形エポキシ樹脂塗装」 【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WPS 012-2010）」	「水（JIS G 3443-4）」 「溶剤」 0.5mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による） プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着剤：1.0mm以上
備考1.	制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。	
2	継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012）」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。	

別表第2 撮影記録による出来形管理

工種		撮影基準	撮影箇所
1 共通 工事	1. 一般	1. 工事着手前及び完成後の全景(できるだけ同一位置から撮影する)。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について、適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 なお、明視できる部分については、この基準によらなくてもよい。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
	2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
	4. 石積み(張) ブロック積み(張)	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
	5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
	6. 矢板打工	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	上記と同一。
	7. オープンケーソン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法
1 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3 写真は原則としてカラー撮影とし大きさは11.7cm×8cmを標準とする。 黒板記入例  写真例（基礎の寸法） 	1 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 2 完成検査及び概済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。

工種		撮影基準	撮影箇所
1 共 通 工 事	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの 分土工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U字構 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土水路	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	13. 鉄筋組立	1スパン(1打設ブロック)ごとに撮影する。	かぶり、中心関係、その他必要箇所を撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね 10a当たり、1箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は 50～100mにつき1箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法
4 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。 写真例 	

工種		撮影基準	撮影箇所
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	おおむね 1ha当たり 2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑)	テラス延長 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道)	施工延長おおむね 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良	おおむね 2ha当たり 1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	1. 路盤工	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は 50mにつき1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
5	水路トンネル工事	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
6	水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。
		2. 現場打サイホン	上記と同一。
		3. 現場打暗渠	上記と同一。
		4. 鉄筋コンクリート大型フリューム 鉄筋コンクリートL形水路	鉄筋コンクリート大型フリュームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。
		5. ボックスカルバート水路	他kさ、その他必要箇所を撮影する。
7	排水路工事・河川工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
		2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵長	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
		3. ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋 戻等〕	施工延長おおむね 50～100mにつき1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、ま き出し、締固め状況等を撮 影する。
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コ ンクリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、 ジョイント関係、その他必要 箇所を撮影する。
	3. 管水路 〔ダクティル鑄鉄 管 強化プラスチック 複合管〕	上記と同一。	上記と同一。
	4. 管水路 (硬質塩化ビニ ル管)	上記と同一。	上記と同一。
	5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作 業、清掃状況、塗装、非破 壊検査、ピンホール検査、 膜厚検査、その他必要箇所 を撮影する。
	6. 管水路 (埋設とう性 管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の 割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2 箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びD v寸法、その他必要な箇所 について撮影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね 50～100mにつき1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の 割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2 箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観 検査、Dh及びDv寸法、そ の他必要箇所を撮影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、 ジョイント関係、Dh及びDv 寸法、その他必要箇所を撮 影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一。

撮影方法	管理方法
膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済み塗料空カン等の撮影を行う。	
Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。	
上記と同一。	
上記と同一。	
上記と同一。	

工種		撮影基準	撮影箇所
9 畑かん 施設工 事	1. スプリンクラー	1ha 当たり 1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床板工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 高さについては施工面積おおむね 30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。
11 橋 梁 下 段 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法表示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については、「1 共通工事の 10.制度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

工種		撮影基準	撮影箇所
12	法面保護工	客土吹付、植生基材吹付、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね 200～400㎡につき1箇所、その他は 1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張り、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。
13	暗渠排水工事	1. 吸水渠 2. 集水渠（支線） 導水渠（幹線）	1. 耕区あたり1～2箇所の割合で撮影する。 埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。 埋設深、その他必要箇所を撮影する。
14	フィルダム工事	1. 監査廊 2. 堤体盛土 3. 洪水吐 4. 埋設計器 5. グラウトボーリング	1 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。 盛立高さおおむね 3～5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。 幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。 各計器毎に撮影する。 埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。 ボーリングの削孔長を全数撮影する。 削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法
撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	

工種		撮影基準	撮影箇所
15 頭首工工事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね 200m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海岸河川工事	1. 捨石工 消波ブロック	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
17 ため池改修工事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20～40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね 10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

撮影方法	管理方法

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コン ク リ ー ト	(1) 材 料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、 湿ったおそれのある場合は所定の試 験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場の 試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1.コンクリート打設量 600m ³ に1回。 2.採取場所及び材質が変わる毎に1 回。 生コン工場で製造する場合は工場の 試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1 回。 生コン工場で製造する場合は工場の 試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	試験成績書による。
		粗骨材の密度及び吸水率試験		

(参考)規格値	管理方式	処 置
JIS R 5210～5214 参照	1.記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。 (1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。 (2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。 (3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、 $X-R_s-R_m$ 又は $X-R$ 管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1.骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。 2.細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再討、計量機器の点検その他適切処置をとる。 3.コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。 4.レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
コンクリート標準示方書(施工編)による	2.管 理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。 (3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものを用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。(2)抑制効果のある混合セメント等の使用JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)又はC種、あるいはJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)又はC種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
高炉スラグ粗骨材L 1.25kg/ℓ " 粗骨材N 1.35kg/ℓ " 細骨材 1.45kg/ℓ		
絶乾密度:2.5g/cm ³ 以上 吸水率:3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下の JIS を適用する。 JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		
絶乾密度:2.5g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下の JIS を適用する。 JIS A 5005(コンクリート用砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コン ク リ ー ト	(1) 材 料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	
		細骨材の塩化物イオン含有 量試験(細骨材に海砂を使用する 場合)	JSCE-C502 また は JSCE-C503	
		砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応 性試験	JIS A 1145 又 は 1146	
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書 による。
	(2) 施 工	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼でき る機関で評価を受 けた試験方法	海砂を使用する場合2回／日、その 他の場合1回／週

(参考)規格値	管理方法	管理方法
碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下	工事開始前 工事期間中1回／6ヶ月 かつ産地が変わった場合	(3)安全と認められる骨材の使用 受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法又はモルタルバー法)を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、JIS A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、国営農業農村整備事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合 JISに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、JISに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) 砕砂及びスラグ細骨材(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下) 粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下		
粗骨材 0.25%以下		
0.04%以下		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下		
0.3kg/m ³ 以下		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(2) 施工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m³以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m³ 以上の場合:2 回/日(午前1回、午後 1 回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m³ 毎に 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が 25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

(参考)規格値	管理方式	処 置
1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2 回連続して15kg/m³ 以内の値を観測することをいう。 3. 配合設計±20kg/m³ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³ になるまで、全運搬車の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は 1 回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。ただし、示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が 20mm～25mm の場合は175kg/m³、40mm の場合は165kg/m³ を基本とする。		
2.5 cm ± 1.0 (cm) 5 cm及び 6.5 cm ± 1.5 8 cm以上18 cm以下 ...± 2.5 21 cm ± 1.5		
指定値 ± 1.5%		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(2) 施工	圧縮強度試験	JIS A 1108	1.供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2.試験基準 ・対象構造物の場合※¹ 鉄筋構造物は打設日1日につき$\sigma 7$強度及び$\sigma 28$強度それぞれ2回、無筋構造物は打設日1日につき$\sigma 7$強度及び$\sigma 28$強度それぞれ1回 ・対象構造物以外の場合 打設数量50m³ごとに$\sigma 7$強度及び$\sigma 28$強度それぞれ1回。 ・テストピースは1回につき6個($\sigma 7$…3個、$\sigma 28$…3個)とする。 ・試験については「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照し行うこと。 ・小規模工種※²で、1規格あたりの総使用量が20m³未満の場合は1回以上、またはレディーミクストコンリート工場(JIS表示認証工場)において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。
		曲げ強度試験	JIS A 1106	1.道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2.供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3.試験基準 打設1日につき2回(午前・午後)の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 * 1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の 80%を 1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を 1/4 以上の確率で下回ってはならない。 レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものの。		※¹ 対象構造物とは、擁壁(高さ1m以上)、函渠工、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC板版、RC橋、高欄等、橋台、橋脚、踏掛板、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰・水門(H=3m以上)、樋管・樋門(内空10m²以上)、洞門、共同溝、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、護岸、水路(内幅2m以上)、(コンクリート)舗装、その他これらに類するもの及び特記仕様書・設計図書等に示す構造物とする。 ただし、ブロック積、大型ブロック積、玉石積等は除く。 ※² 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1m以上)函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書等で指定された工種)
1 回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。 3 回の試験結果の平均値は 呼び強度以上でなければならない。 なお、1 回の意見とは採取した試料で作った 3 個の供試体の平均値で表したものの。		

2 土質関係

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道路 土工	(1) 路体・路床盛土工	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量 5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長 200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長 200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
			土の含水比試験	JIS A 1203	
			現場CBR試験	JIS A 1222	おおむね200mに1箇所、もしくは特別仕様書による。(路床) 上記未満は2箇所測定する。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事:施工前、材料変更時。 小規模以下の工事:施工前。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	

注)1. 「425 μ mふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
2. 中規模以上の工事とは、施工面積 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t(コンクリートでは 1,000m³)以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

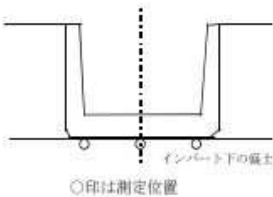
(参考)規格値	管理方式	処 置
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 I - 1交通 90%以上 I - 2交通以上 95%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 2. 管 理 (1)盛土の締固めの管理は乾燥密度、飽和度及び空気間ゲキ率のいずれか、また、管水路の砂基礎及び埋戻しの締固めの管理は乾燥密度によることを原則とする。 それ以外の方法で管理する場合は特別仕様書によるものとする。 (2)締固めを現場CBR、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3)路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特別仕様書によるものとする	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
特記仕様書による。(路床)		
沈下異常なし。		
JIS A 5001 表2参照		
AS 舗装 I - 1交通 10 以上 I - 2交通以上 20 以上 CO 舗装 20 以上		
AS 舗装 I - 1交通 9 以下 I - 2交通以上 6 以下 CO 舗装 6 以下		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道路橋	(2) 下層路盤工	材料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	中規模以上の工事:施工前、材料変更時。 小規模以下の工事:施工前。
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事:異常が認められたとき。
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
			土の含水比試験	JIS A 1203	
	(3) 粒度調査路盤工	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事:施工前、材料変更時。 小規模以下の工事:施工前。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
			単位容積質量	JIS A 1104	
		(上層路盤工)	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1	
			道路用スラグの一軸圧縮試験	JIS A 5015 付属書 3	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
			骨材のふるい分け試験 (2.36 mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事:定期的又は随時。(1~2回/日)
			骨材のふるい分け試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事:異常が認められたとき。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	異常が認められたとき。
			土の含水比試験	JIS A 1203	

(参考)規格値	管理方式	処 置
1.5%以内。		
呈色なし。		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
沈下異常なし。		
特記仕様書による。		
JIS A 5001 表2参照		
AS 舗装 I－1交通 9 以下 I－2交通以上 6 以下		
CO 舗装 6 以下		
特別仕様書による。		
JIS A 5001 表2参照		
AS 舗装 I－1交通 60 以上 I－2交通以上 80 以上		
CO 舗装 80 以上		
4以下。		
スラグ 1.5kg/ℓ以上。		
1.5%以内。		
呈色なし。		
1.2MPa 以上。(12kgf/cm ² 以上)		
最大乾燥密度の 93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
AS 舗装 2.36 mmふるい ± 15% CO 舗装 2.36 mmふるい ± 10%		
AS 舗装 75μmふるい ± 6% CO 舗装 75μmふるい ± 4%		
特別仕様書による。		
4以下。		
特記仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道路橋	(4) セメント・石炭安定処理工	材料	配合試験	舗装施工便覧	配合毎。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事:施工前、材料 変更時 小規模以下の工事:施工前
			修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 E001	
			425 μ mふるい通過部分 の塑性指数	JIS A 1205	
			突固めによる土の締固め 試験	JIS A 1210	
			安定処理混合物の一軸圧 縮試験	舗装調査・試験法 便覧 E013	
		施工	混合後の粒度の試験 (2.36 mmふるい)	舗装調査・試験法 便覧 A003	中規模以上の工事:定期的又は随 時。(1~2 回/日)
			混合後の粒度の試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法 便覧 A003	中規模以上の工事:異常が認めら れたとき。
			砂置換法による土の密度 試験	JIS A 1214	延長 200m毎に1回、測定箇所は 横断方向に3点。
			セメント及び石灰の定量 試験	舗装調査・試験法 便覧 G024,G025	中規模以上の工事:異常が認めら れたとき。(1~2 回/日)
			土の含水比試験	JIS A 1203	異常が認められたとき。

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
土木工事等共通仕様書による。		
AS 舗装 下 層 10 以上 上 層 20 以上		
AS 舗装 セメント 9 以下 石 灰 6～18		
AS 舗装 セメント下層 0.98MPa 以上 (10kgf／cm 2以上) 上 層 2.9MPa 以上 (30kgf／cm 2以上) (I－1交通 2.5MPa 以上 (25kgf／cm 2以上)) 石 灰 下層 0.7MPa 以上 (7kgf／cm 2以上) 上層 0.98MPa 以上 (10kgf／cm 2以上) (I－1交通 0.7MPa 以上 (7kgf／cm 2以上)) CO 舗装 セメント下層 0.98MPa 以上 (10kgf／cm 2以上) 上 層 2.0MPa 以上 (20kgf／cm 2以上) 石 灰 下層 0.5MPa 以上 (5kgf／cm 2以上) 上層 0.98MPa 以上 (10kgf／cm 2以上)		
AS 舗装 2.36 mmふるい ± 15% CO 舗装 2.36 mmふるい ± 10%		
AS 舗装 75μmふるい ± 6% CO 舗装 75μmふるい ± 4%		
最大乾燥密度の93%以上(AS舗) " 95%以上(CO 舗) 歩道は規格値の 95%以上とする。		
± 1.2%以内。		
特記仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工（インバート盛土）	(2) 下層路盤工	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203	延長 200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。 
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	
水路工（管水路）	(1) 基礎（砂基礎等）	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 
			土の含水比試験	JIS A 1203	

(参考)規格値	管理方式	処 置
1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上C・D・E方法 85%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による		
締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度＝ $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ 上記によらない場合は特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
堤 防 工	(1) 盛 土	材 料	突固めによる土の締固め 試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が 変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施 工	土の含水比試験	JIS A 1203	土 量 5,000 m ³ 以上の場合は 1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長 200mにつき1回、測 定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示 による。
			砂置換法による土の密度 試験	JIS A 1214	

(参考)規格値	管理方式	処 置
1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上 2. 飽和度で規定する場合飽和度は 85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
41 ため池工事	(1) 盛土	材料 (コア)	10 土粒子の密度試験	JIS A 1202	工事着手前に1回及び盛土材料が変わった場合。
			11 土の粒土試験	JIS A 1204	
			12 土の含水比試験	JIS A 1203	
			13 締固め試験	JIS A 1210	
			14 室内透水試験	JIS A 1218	
		材料 (ランダム)	15 土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			16 土の粒土試験	JIS A 1204	
			17 土の含水比試験	JIS A 1203	
			18 締固め試験	JIS A 1210	
		施工	19 現場密度の測定 (コア・ランダム)	JIS A 1214 (砂置換法)	盛土の高さが 0.6mに達することにお おむね 50m～100m間隔に1回。 また、0.6mごとに行う試験箇所は同 一地点とならないようにする。
			20 現場透水試験 (コア)	JGS 1316 (立杭法)	
			21 現場含水比の測定 (コア・ランダム)	フライパン法	1日1回

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
(コア) $K=1\sim5\times 10^{-6}\text{cm/s}$以下 上記によらない場合は特記仕様書による。		
(コア) D値95%以上 $K=1\sim5\times 10^{-5}\text{cm/s}$以下 (ランダム) D値95%以上 上記によらない場合は特記仕様書による。		

3 石材関係

項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
拾 石 材 ・ 基 礎 割 栗 石 材	(1) 材 料	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる 毎に1回。 2. 重要な場合は特別仕様書によ る。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
特記仕様書による。	1. 記録の方法 (1)試験成績表は公的試験機関の試験結果により取りまとめる。 (2)試験結果については結果一覧表に整理する。 2. 管理方法 (1)管理試験値は所定の値に達しているかどうか検査し、また、そのバラツキに把握する。	

4 アスファルト関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
ア ス フ ア ル ト	(1) 材 料	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に 製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207 (JIS K 2265-4)	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 A050	
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 A051	
		タフネス・テナシティ 試験	舗装調査・試験法 便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤 の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS K 1102	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事 開始前1回、施工中材料及び配合に 変動が生じた場合はその都度1回。
		細骨材の密度及び吸水 率試験	JIS K 1109	
		粗骨材の密度及び吸水 率試験	JIS K 1110	
		フィラーの粒度試験	JIS K 5008	
		フィラーの水分試験	JIS K 5008	
		フィラーの塑性指数試 験	JIS K 1205	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 A016	
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 A013	
		フィラーの剥離抵抗性 試験	舗装調査・試験法 便覧 A014	

(参考)規格値	管理方式	処 置
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3. 3. 1 (2) ポリマー改質アスファルト 表3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表3. 3. 4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が 20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20 点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。 (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
JIS K 2208 表2参照		
JIS A 5001 表2参照		
表層・基層 表乾密度 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 3.0%以下		
舗装施工便覧 表 3.3.17 による。 1.0%以下		
4以下		フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合。 (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
50%以下		
3%以下		
1/4以下		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	
	(2) プ ラ ン ト	配合試験	舗装調査・試験法便覧	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。
		温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による	製造会社の試験報告書による。 現場混合は、1時間毎に行う。
		基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 B008	製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
水浸膨張比 2.0%以下		(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。
SS 表乾密度 :2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下		
すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
損失量 12%以下		
軟石量 5%以下		
粘土、粘土塊量 0.25%以下		
細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下		
アスファルト量は±0.9%、粒度は 2.36mm ふるい±12%及び 75μm ふる い±5%。 印字記録による場合は、舗装施工便覧 表 10.5.1 による。		
配合設計で決定した温度		

工種	項目	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
ア ス フ ァ ル ト	(3) 舗 設 現 場	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック1台毎。
		密度測定	舗装調査・試験法 便覧 B008	500 m ² につき1個。(直径 10cm を原則とする)

(参考)規格値	管理方式	処 置
110℃以上		
基準密度の 94%以上(表層・基層) 93%以上(瀝青安定処理) 歩道等の場合は規格値の 95%以上とする。		

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300 本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直 管 ϕ 150～ 350 500 本 ϕ 400～1,000 200 本 ϕ 1,100～1,800 150 本 ϕ 2,000～2,400 130 本 ϕ 2,600～3,000 100 本 異形管、T 字管、Y 字管、 短管 100 本 曲管、支管 50 本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200 本
プレテンション方式遠心力 高強度プレストレストコンク リート杭 (PHC 杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外 径 300～ 400 1,000 本 450～ 600 700 本 700～1,200 500 本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000 枚
鉄筋コンクリートフリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500 個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000 枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個
コンクリートL形及び鉄筋コ ンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000 個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000 個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000 個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000 個

試験(測定)基準	管 理 方 式	処 置
(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については 100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS 同等品 前項に準ずる。 (3) JIS 外製品 別に定める規格により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。	(1) 測定した結果が 20 点以上の場合 は管理図表による。 20 点未満の場合は結果 一覧表による。	(1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。

(2)鋼材関係

種 類	規 格	試験方法	標 準 ロ ッ ト 数
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び 強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び 強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び 強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び 強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ 強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ 強度試験

試験(測定)基準	管 理 方 式	処 置
(1) JIS 製品 製造会社の品質試験結果(ミルシート)で確認をする。 (2) JIS 外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は 50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。 ただし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。		

6 その他の二次製品

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526
	ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527
	ダクタイル鋳鉄直管 ダクタイル鋳鉄異形管 ダクタイル鋳鉄管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPA G 1027
硬質ポリ塩化ビニル管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管	道路の平板載荷試験	JIS A 1215
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457
	水輸送用塗覆装鋼管の異形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101

(参考)規 格 値	管理方式	処 置
(1)JIS 製品 標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100 個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。 試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。 (2)JIS 同等品前項に準ずる。 (3)JIS 外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。	(1) 測定した結果が 20 点以上の場合 は管理図表による。 20 点未満の場合は結果 一覧表による。	(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。

別紙 公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目について

1 公的試験機関で実施する品質管理試験項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目のうち、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関（次のページ 注1参照）での試験の実施を義務付けるものとする。また、次表以外での品質管理試験であっても、設計図書や監督員により、公的試験機関での実施を指示することがあるので、その場合は同様に公的試験機関で実施するものとする。

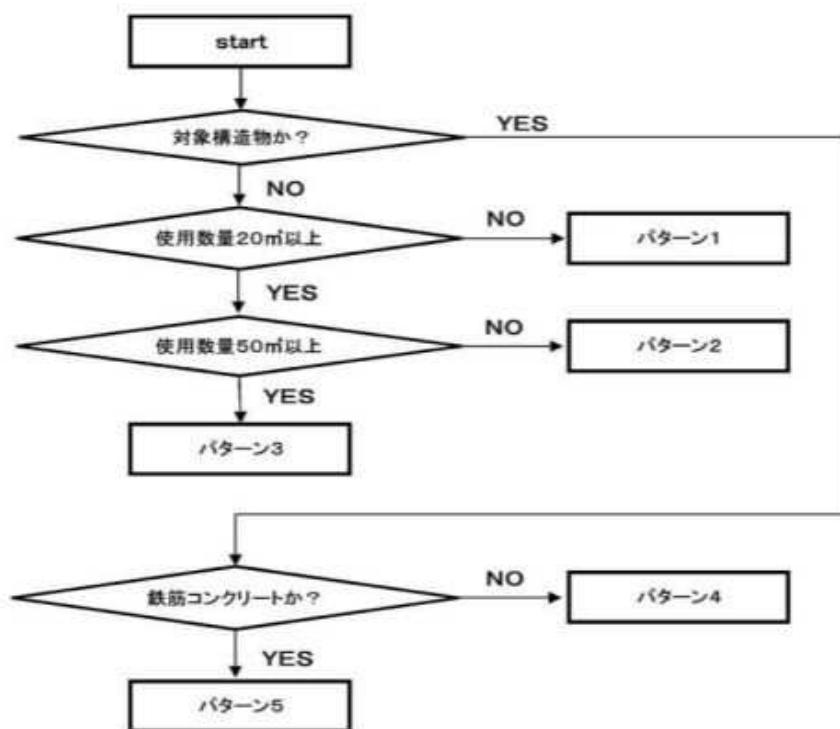
工種	項目	試験項目	試験基準	摘要
セメントコンクリート	コンクリート	圧縮強度試験	1)対象構造物（次のページ 注2）の場合 ① 鉄筋構造物の場合 打設日1日につき σ 7強度及び σ 28強度それぞれ2回ずつの試験を行い、うちそれぞれ1回を公的試験機関にて実施。 ② 無筋構造物の場合 打設日1日につき σ 7強度及び σ 28強度それぞれ2回ずつの試験を公的試験機関にて実施。 2)対象構造物以外の場合 打設数量 50 m ³ ごとに σ 7強度及び σ 28強度それぞれ1回ずつの試験を行い、うち σ 28強度の試験を公的試験機関にて実施。	「2 コンクリート圧縮強度の品質管理試験」を参照のこと 対象構造物以外で50m ³ 未満の場合は公的試験機関でのコンクリート圧縮強度試験は不要。
		曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合で、打設日1日につき2回（午前・午後）の σ 28強度の試験。	
鋼材	ガス圧接	引張試験	1)手動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片5本 2)自動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片2本	試験片の作成は鉄筋径ごとに行うこと
土木	・道路土工・海岸土工・河川土工	土の突固め試験	500m ³ 以上の盛土を行う道路工事で、当初及び土質の変化時の試験。（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい。）河川・海岸土工の盛土は、当初及び土質の変化時の試験	河川、海岸の盛土及び道路の路体盛土材
		修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時の試験。（材料が岩砕の場合は除く）	土の突固め試験も必要
舗装工	リ転圧コンクリート舗装	曲げ強度試験（作成供試体一現場施工）	打設日1日につき2回（午前・午後）の σ 28強度の試験。	

工種	項目	試験項目	試験基準	摘要
舗装工	アスファルト舗装	コアの密度測定試験 混合物のアスファルト量抽出試験 混合物粒度分析試験	舗装計画交通量（台／日・方向）が250以上かつ1工事に施工面積が400m ² 以上の場合に1回（コア数3個）を公的試験機関にて実施。	
地盤改良工	固結工	土の一軸圧縮試験	深層混合・中層混合の場合、改良体500本未満については3本、500本以上については、250本増えるごとに1本を追加した供試体の試験（σ 28強度）。1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。 浅層混合改良の場合、1000m³未満は1工事に1回、1000m³以上、5000m³未満は1工事に3回、5000m³以上は1000m³ごとに1回とする。（σ 28強度）	試験1回当たりの供試体は3個とする。 浅層混合：改良深度概ね3m以内。 中層混合：改良深度概ね10m以内。 深層混合：改良深度概ね10mを超えるもの。
法留法面工	補強土 壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時の試験。	
	吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 28強度を対象とする。	供試体はキャッピングすること
	現場 枠打 工吹 付法	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 7強度と σ 28強度の双方を対象とする。	供試体はキャッピングすること

- (注) 1. 公的試験機関とは、原則として(公財)福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督員が認めた場合は、他の公的試験機関(注3)とすることができる。
- さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督員立会のもとでの民間試験機関を利用できるものとする。
2. 公的試験機関の圧縮強度試験を義務付ける対象構造物とは、擁壁(高さ1m以上)、函渠工、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC板版、RC橋、高欄等、橋台、橋脚、踏掛板、トンネル、砂防 堰堤、排水機場、堰・水門(H=3m以上)、樋管・樋門(内空10m²以上)、洞門、共同溝、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、護岸、水路(内幅2m以上)、(コンクリート)舗装、その他これらに類するもの及び特記仕様書・設計図書等に示す構造物とする。
- ※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等は除く。
3. (一財)九州環境管理協会、(一財)建材試験センター、(一財)日本品質保証機構、(公社)九州機械工業振興会及び他県の直轄試験会場・技術センター等や大学を示す。

2 コンクリート圧縮強度の品質管理試験

コンクリート圧縮強度の品質管理試験フロー



※使用数量はコンクリートの種別ごととする。(日打設量ではない)

品質管理試験の試験の頻度及び試験実施機関

	頻度	試験内容	
		公的試験機関による試験	自主管理試験
パターン1	1回以上の試験(またはJIS工場の品質証明書等)	—	1回以上の試験(またはJIS工場の品質証明書等)
パターン2	$\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	—	左記のうち $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度の試験
パターン3	50m³ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	左記のうち $\sigma 28$ 強度の試験	左記のうち $\sigma 7$ 強度の試験
パターン4	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	—
パターン5	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ2回の試験(午前・午後それぞれ各1回)	打設日ごとに $\sigma 7$ 強度と $\sigma 28$ 強度のそれぞれ1回の試験	左記以外の試験

- (注) 1.圧縮強度試験のそれぞれ1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個は $\sigma 7$ 強度での試験を実施し、残りの3個で $\sigma 28$ 強度の危険を実施することを意味する。
 2.スランプ試験、空気量測定は品質管理基準を参照のこと。ただし、1工種最低1回必要。

種別		使用数量区分	品質管理試験数				合計	ターン区
			公的試験機関試験		自主管理試験			
			σ 7強度	σ 28強度	σ 7強度	σ 28強度		
対象構造物	無筋構造物	—	n回		—	—	n回	パターン4
	鉄筋構造物	—	n回		n回		2n回	パターン5
対象構造物以外		20m³未満	—		1回 (またはJIS工場の品質証明書等)		1回 (またはJIS工場の品質証明書等)	パターン1
		20m³以上 ～50m³未満	—		1回		1回	パターン2
		50m³以上 ～100m³未満	—	1回		—	1回	パターン3
		100m³以上 ～150m³未満	—	2回		—	2回	
		150m³以上	—	50m³ごとに上記+1回		—	50m³ごとに上記+1回	

(注) 1.上記は種類ごとに適用する。

2.上記のnは打設日数を表す。

3.上表においての試験数1回当たりの供試体数は、6個である。

4.対象構造物が鉄筋構造物の場合、打設日1日に当たり原則午前・午後の2回に実施となるが、公的試験機関でのじっしふんは、午前・午後どちらの分でも構わないものとする。また、打設作業が半日のみ(午前中または午後のみ、及び夜間工事で夜間打設のみ)の場合、その日の打設分の品質管理試験は、公的試験機関での実施分1回のみとする。

5.圧縮強度試験を実施するまでの供試体は、設計図書や監督員による特別な指示がない限り、請負者の責任において標準養生を行うものとする。

6.プレキャストPC桁等で早強セメント等を使用する場合、設計図書や監督員、又は配合報告書の指定・指示により圧縮強度試験に使用する供試体の材齢が7日および28日とならない場合があるので、注意すること。

7.試験予定日(材齢が7日、28日等)が公的試験機関の休業日に当たる場合は、試験実施日を監督員に確認すること。

8.上記以外であっても、監督員の指示があった場合は、それに従うものとする